

平成 30 年第 2 回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 平成 30 年 6 月 15 日 午前 9 時

順番	質 問 者	通告方式	質 問 内 容
1	中森 一秀	一問一答	①四月から始まった新学習指導要領に基づく「道徳」の教科化について （教育長） ②子どもたちを犯罪被害から守るために、犯行を未然防止する環境づくりは町民全体で行動を。 （教育長、防犯担当課長）
2	前川 勝	一問一答	①今後のゴミ処理体制の状況はどうか （町長、担当課長） ②太陽光発電の設置に対する対応は （町長、担当課長）
3	中野 正宣	総 括	①多気町の将来像について （町長）
4	山際 照男	一問一答	①ごみ処理計画について （町長、担当課長） ②知的障がい者の職親制度について （町長、担当課長）
5	木戸口 勉幸	総 括	①農業の人手不足に対応できる農業人材バンクについて （町長） ②高齢者の就労機会を増やすことについて （町長）
6	松浦 慶子	総 括	①企業誘致施策による波及効果をどう考えるか （町長、担当課長） ②「自家用有償旅客運送制度」について （町長、担当課長）

（7 番 中森 一秀 議員）

○議長（西村 茂） 1 番目の質問者、中森一秀君の質問に入ります。

7 番、中森一秀君。

○7 番（中森 一秀） おはようございます。私トップバッターとして、一問一答方式によりまして、2 点お伺いをいたしますので、どうぞよろしく願いたします。

1 点目は、4 月から始まった新学習指導要領に基づく「道徳」の教科化につ

いて、教育長にお伺いをいたします。2点目は、子供たちを犯罪被害から守るために、犯行を未然防止する環境づくりは町民全体で行動を、ということで、教育長または防犯担当課長ということで、質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは最初の質問でございますが、本年4月から小学校における道徳が教科化され、子供たちへの指導が始まりました。新学習指導要領による検定教科書に基づく指導を行う先生方の戸惑いを推しはかると、教えることへの結果を個々に評価しなければならないことの難しさは、門外漢の私でも大変だなあと思うところがございます。算数や国語のように一律に答えを導く指導ではなく、子供たちの心の内外また想定外のことまで、正解のない問題として、しっかりと見つめなければ的確な答えが出せないと思うからです。

道徳とは、今さら説明するわけでもございませんけども、道徳の「徳」は、今から2500年前の中国の周の時代、孔子が弟子と各地を旅しながら、その間に弟子たちの質問に答えたものをまとめた論語に由来し、徳とは、仁・義・礼・智・信の教えを指し、それが徳の道なのであります。古来の日本は、論語を子供たちや大人たちに教えた歴史文化を持ち、また日本人は論語をよく愛したのであります。

関東に築かれた最古の最高学府「足利学校」をはじめ、岡山藩の学問所「閑谷学校」、徳川時代水戸藩主徳川光圀が開いた「弘道館」などが、その先駆けとなったことはよく知られておるところでございます。論語を礎とし、他の学問にも広げ、道徳を身につけて活躍した多くの偉人を輩出しているところがございます。日本の礎をつくった論語の教えであったかなというふうに思うわけでございます。

やや質問への視点から外れた感がありますが、失われた日本人の精神を再び復活させようとの強い思いが、今回の新学習指導要領による道徳教育の教科化であったのではなかろうかと考えるところです。

人間としてこの世に命をいただいた以上、多様な社会の中で人としての道を

形づくれない複雑な人間関係社会に対応できなくなると、反社会的行為への呼び水とならないかと考えるわけでございますが、その意味から道德教育は、幼年期・少年期にしっかりとした情緒豊かな個々の人間形成に重要な教科であると認識するところでございます。

そこで、教育者の長である教育長に幾つか伺いたいと思います。よろしくお願いたします。

①点目でございますが、中央教育審議会の答申の中で、最も象徴的な文章があります。「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道德としての問題を考え続ける姿勢こそ道德教育で養うべき基本的資質であると考えられる。」と記述してあります。

私も全くそのとおりと思いますが、この文章について教育長の所見をまず伺いたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） おはようございます。ただいまのご質問にお答えさせていただきますと思います。

先ほど、「多様な価値観の、時には対立がある場合も含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道德としての問題を考え続ける姿勢こそ道德教育で養うべき基本資質であると考えられる。」こういう中央教育審議会答申の文章について、私の考えということで、お答えさせていただきたいと思います。

情報化やグローバル化など急速に変化する社会の中、一人一人のものの価値観や考え方も多様化し、子供たちの置かれた環境も大きく変わってきています。学校教育や学習環境も旧態依然とした考え方や取り組みのままでは、時代の変化に取り残されてしまうことは明らかでしょう。

しかし、どのような時代にあっても、教育で大切にすべきことは心の教育です。それを学校教育活動全体の中で、善悪の判断、誠実さ、感謝、礼儀、公平公正、伝統文化の尊重、生命の尊さなど、児童生徒の発達段階に応じて進める

ことが大切であると考えます。また、今回の、教科化された「特別の教科 道徳」では、相手の意見を尊重し、同時に、自分自身の考えを表明することを通して、お互いを尊重する気持ちを育て、学び合う中で日常生活においても自ら考え、主体的に道徳的行為ができるように、授業を改善する必要性が今後あると考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） ありがとうございます。

全く教育長おっしゃられたことは、自分にも身に染みて感じるところでございます。やはり幼少期には、いろんな取り巻く環境が、変わってくるってことは、今おっしゃられたとおりでございますが、やはり感受性もその時代にはいろいろと考え方が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

先生も教科化されたからとして、評価するということは、本当に私はそういう点では難しいなというふうにも実感をするわけです。私が教えとるわけじゃないで、そんなわけでもないんですけども、考え方の基本として、大変難しく先生の苦勞がわかるような気がするわけでございます。先ほど教育長が、心の持ち方の部分について、いろいろと言われましたが、やはりこれから、子供たちを1つの正しい方向で相手を思いやる気持ちで教育していく、その基本的根本っていうのが、日本人の考え方の礎となるんじゃないかなというふうに思います。

①問目のものについては、教育長おっしゃられたとおりでございますので、①点目の質問は終わります。

それで、②点目でございますが、学校教育における道徳教育はこれまでも道徳の時間を置いて実施されてきた中で、一定の授業の成果があったとされておりますけども、一部には課題もあるとも言われています。

教育長も長い教員生活、また活動の中で幾つか気づかれた点があったのではないかなと思いますが、具体的な課題点をご教示願いたいと思います。②点目

です。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） ②つめの私自身の教員生活の中で指導した道德の時間の具体的な課題点について、お答えをいたします。

道德の時間は、年間 35 時間というように、こう決められております。道德教材、「心のノート」・「私たちの道德」そして「三重県 心のノート」を主に活用したり、他の教材、人権教育の教材です。を使い、クラスや子供たちの実態を重視した道德の授業を主に展開した記憶をしております。

課題といたしましては、1つの正しい答えを求めすぎるため、より多様な意見を取り上げる討議時間が確保できなかったことや、一人一人の思いを表現できる工夫がもっと必要であったと感じています。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） ありがとうございます。

やはり教育の現場の中では、いろんなケースが想定され、それを正しい答えのないと言われてもいいぐらい難しい中で、子供たちにそれを指導するというのは、本当に大変だというふうに思います。

子供たちの先ほど言いました感受性、あるいは感性がきちっとした状態であるわけでもない、いろんな環境が左右されてるというふうに思います。家庭の環境、あるいは地区の環境、いろんな点が考えられるというふうに思います。そういう中で、教育長が今、おっしゃられた中での、やっぱり課題点っていうのが今回の教科化に生かされるよう、是非とも先生方にご指導願うとともに、やっぱりこれは、保護者との連携がすごく大事な点かなというふうに思うわけでございます。

難しいことは、大変ですけども、それに取り組む姿勢っていうものが、先生

方に多く芽生えるということで、子供たちもしっかりと先生についていくというような形態が生まれるのではないかなど、私はそんなふうにも思うわけでございます。

それでは次に③点目の点に入りますが、新学習指導要領では、「特別の教科 道徳」は、小学校は年間 35 時間、先ほど教育長おっしゃられたとおりで、35 時間以上の確保が必要とされておりますが、これは時間の確保、カリキュラムが大変多い中での時間の確保は、大変難しいこともあると思いますけども、授業の内容、子供たちに考えて理解させる「質」が重要だと思いますが、本町における授業の設定時間は、今何時間で設定されてるか、今答えが出たかもわかりませんが、再度よろしく申し上げます。

また、設定時間の増減を見直すスパン、間隔ってというのは、これは 35 時間でピシッと切るということではなしに、ふくらみも私は必要かなというふうに思いますけども、そういう中で、そのスパンとか内容の検討は、校内での協議検討は当然だと思いますけども、教育委員会全体としてですね、やはりこの点については、先生方との共同という点で、しっかりと対応していく必要がなるかなというふうに思うわけです。教育委員会としての全体の課題として研究・協議の場をもって進められる計画はあるのかどうかを、お尋ねいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） ③点目です。本町における「特別の教科 道徳」の授業時間数と、教育委員会での研究・協議の場を持つ計画はあるかという 2 点について、お答えをさせていただきます。

1 点目は、先ほども触れさせていただきました、「特別の教科 道徳」の授業時間数は、学習指導要領で年間 35 時間と決められておりますので、その時間数を内容も含めて、まず確実に行わなければならないものというふうに考えております。また、2 点目の点におきましては、研究・協議の場は、昨年度は、全面実施に向けて、新学習指導要領についての研修の機会を設定し、取り組ん

できました。本年度は実際にそれぞれの学校で授業研究を通して、授業の進め方や評価の仕方など、情報交換や研修の機会を設定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 指導要領に基づくのは当然のことだというふうに思いますけども、やっぱりその内容というものを、今おっしゃられたように、きちっとまとめて指導していくということは、大変重要なことだというふうに思いますが、教育委員会として、その教育委員との連携が私は必要ではないかなというふうに思っております。教育委員は単なる飾りでもありませんし、しっかりとその教育に対する考え方を持った委員さんがおそらく選ばれておられるというふうに思いますし、経験者も多数みえるかなというふうに思います。

過去と現在とまた未来に、この3つの点について、教育委員の考え方もあろうかと思えますけども、やはり子供たちをしっかりと指導するという立場から行くと、先生方だけに任すんじゃなくて、教育委員もしっかりとバックアップできる協議体制を持つべきかなというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） 失礼します。先ほどの教育委員との連携というお話がありましたけれども、この道德の授業を進めるに当たりましては、学校中心として、地域、そして家庭の連携がまず大事ではないかなというように、こう考えております。子供たちがそれぞれおかれた状況っていうのは、地域によっても違います。それぞれの家庭によってもちがいます。まずその状況をしっかりと把握する。そういう状況を把握した中で、その状況をもとに、例えば教育委員会の会議の中で、課題等お話をさせていただく機会っていうのは当然必要に

なってくるかなって言うようには考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） ありがとうございます。まず人も多気町の子供たち、しっかりとした人格形成を持った子供たちに育てていただきたいなというふうに思いますので、ひとつ、教育委員会全体と教育の現場ということで頑張っていたいただきたいなというふうに思います。

それでは④点目に入らせていただきますが、④点目につきましては、先ほどから言葉の端々には出しておりますけども、道徳教育を教える先生方の悩ましい点は、学習指導要領に示す「生命の尊さ」「家族愛」「郷土愛」の22の、22は高学年ということになるわけですが、22の内容項目に沿って進められることではありますが、子供たちの置かれた状況により、内容項目の捉え方が異なる点であると指摘する点も、視点としてあるように言われております。

具体的には、家庭・家族環境のあり方が複雑であり、子供の感じ方が他と異なる状況では、高いレベルの指導が要求されると考えられます。それらの子供の深層心理を読む繊細な対応と指導が必要になってきます。

先生には、指導のあり方への戸惑いで精神的な負担が積み重ならないよう、指導的立場にある教育長、学校長、指導担任責任者の細心の気配りが重要と思いますが、所見を伺います。ただいまの教育長の言葉の端々にこの部分はもう既に答えとして出てるようにも思いますけども、再度、この点にですね、伺えたらありがたいなと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） ④点目の「特別の教科 道徳」を指導する教員への精神的負担軽減のための気配りについて、お答えをさせていただきます。

現在、各校の道徳教育推進教員を対象に、学習指導要領で定められている全

体計画の作成、それから年間指導計画と、その詳細の作成に向けた支援を行っているところです。教育委員会といたしましては、東海北陸ブロック道德教育指導員研修会や県教育委員会主催等の道德教育研修会への参加を促し、そこでさまざまな事例研究を学ぶ機会を提供し、各学校、各先生方の主体的な取り組みに期待しているところです。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） ありがとうございます。

実は私も、ここに手元にちょっと本屋行って買ってきたものがありまして、それは、この指導要領の道德の授業づくりという本を買ってきて、ちょっと読んでみたところなんですけども、やはり先生が一番悩んでみえるのは、その授業づくりをどういうふうにして、どういうふうに消化するかという点が大変悩ましい点ではないかなというふうなことも、新聞等、昨日も読売新聞には今道德のことが掲載されておりましたけども、やはり、日本人全体として、今の殺伐とした犯罪が起こっているような状態で、正しい道を歩んでいく、これからの子供たちに対してしっかりとした道德教育をすることによって、少しでも犯罪等が、別な道にそれないようにしていくのが大事なことだというふうに思っております。

やはり新しい教科というふうになってますけども、本来からきちっと道德の科目という形でずっと伝わってきている教育の教えだとは思いますが、先生方も、若い先生がだんだんと多くなっている全体の中で、先生方も迷うところが多いというふうに思います。

我々の年代はそれなりに道德っていうものを受けた覚えがあるようにも思うんですが、やはり先生もなかなか難しい、それから子供たちもなかなか理解しにくい、その接点をうまく融合させるっていうことが、なかなか大変ではないかなというふうに思うのは、当たりかなというふうには、思います。

しっかりとお願いをいたしたいというふうに思います。

⑤つ目でございますが、本町全体の「道徳科」の目標について、具体的な目標を立てる必要があると思いますが、目標に沿って、保護者、これは両親等ということで、個別懇談を深めて、家庭事情を把握することが早道の1つであるというふうに考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） 「特別の教科 道徳」の目標に沿って、保護者との個別懇談は、家庭事情を把握する上で早道であるという考えをご提案いただきました。お答えをさせていただきたいと思います。

各学校では、担任だけでなく、学校全体としまして、それぞれの家庭状況を把握することは大変重要なことと捉え、保育園、小学校との連携、小学校、中学校との連携、前の担任との引き継ぎや、4月当初の家庭訪問でも情報収集、日々の連絡帳などでの家庭との連絡や連携に取り組んでおります。それらの取り組みを通して保護者との信頼関係やスムーズな連絡を取れる体制づくりも現在できているというふうに、こう考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 難しい点が大変多いかというふうに思いますが、これは、本当にこれからの日本をしっかりと支える子供たち、日本の宝でございます。やはりそれをしっかりとするのが教育の現場というふうな捉え方からすれば、この道徳という教育は、大変重要な、人格形成に影響するもんだというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

また、私が思いますには、やっぱりこの子供たちに対して、町民全体が目を向けてしっかりと見守っていくということが、この道徳とのつながりがそこに出てくるかなというふうにも思うわけで、これは、きちっとした確信があって

の話ではありませんけども、そういうふうなことも当然意識して、やってくべきかなというふうに思っております。この難しい道徳の教科化について、いろいろと教育長のほうからしっかりとした答弁をいただきましたので、この点については、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次のことについてお伺いをいたしたいと思います。これも先ほどから言っておりますとは関係のある部分だと思っておりますので、ひとつその点も含めて、よろしくお願いをいたします。

子供たちを犯罪被害から守るために、犯行を未然防止する環境づくりは町民全体で行動をとるというテーマでございます。

近年、登下校時や自宅近隣での遊び場で、幼児や児童生徒たちが狙われる事件が全国的に後を絶たないようでございます。弱者である子供たちを取り巻く生活環境ががらりと変わったというふうな感があります。

「知らない人と話してはダメ、ついて行ってはダメ」などのほか、「不審者に気をつけよう」との呼びかけは、サングラスやマスク姿、帽子など「典型的な不審者像」を子供たちにイメージづけてしまうという感じがあり、それ以外の一般的な姿の人物に対する警戒心、警戒感が薄れてしまうということにも繋がりがねません。逆効果現象が生じるように思います。

子供を狙う変質者は知能犯的要素を持っております。それがゆえに定番的な防犯対策では子供たちを守れないと考えるべきでございます。

最近の犯罪手口は、事前に自宅に帰る時間を把握し、下見をしている事例が多いようでございます。下校時に集団下校しても、自宅近くで単独で帰る子供たちのケースも多くあり、集団から別れて自宅に向かう空白の時間が狙われているように感じるわけでございます。

また、最近特に少子化の影響で、市街地よりも田園地帯の下校時間帯が危ないと私は思います。私の地区においても通学路に沿ってソーラーパネルが長い距離に設置され、景観上の環境も悪くなった上、死角や、外部から見えない場所が多くなり、子どもが車に連れ込まれた犯罪被害に遭うケースも想定され、

保護者の皆さんの心配の種がまたふえたとの話もあります。

そこで、教育長に伺います。①点目でございます。

前段で申し述べた社会情勢に鑑み、巧妙化する子供たちへの犯行犯罪の未然防止対策として、現在の通学のあり方を見直す必要があるように思いますが、町内全区の通学路環境は、その未然防止のリスクはないとは言えないと考えますが、現状を伺いたいと思います。また具体的なリスクがあるとすればどのような点かという点も合わせて伺います。よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

教育長、橋本弘司君。

○教育長（橋本 弘司） 子供たちを犯罪被害から守るために、犯行を未然防止する環境づくりは町民全体で行動をとるところで、まず、私のほうからご質問にお答えをしたいと思います。

通学路のまず選定につきましては、学校が路線を決定いたします。その報告を教育委員会が受けて、通学路として認定をしております。

通学路の安全点検につきましては、松阪警察署、国土交通省、県土木整備部、多気町建設課、総務課と、全ての学校長と教育委員会が出席をした通学路安全推進会議を開催し、そして検討を行っております。これは、毎年学校が通学路の安全について点検結果をもとに作成をいたしました「改善等要望調書」、これは内容とか場所等になります。により相互の情報共有を図ることを目的に実施しているものです。この要望等に基づき、関係機関が対策を講じ、その経過や結果の確認・報告をしています。

通学路の選定において、交通事故を考慮すると通行の少ない道路の選定となりますが、その他の防犯対策、不審者等です。を考慮すると必ずしも交通量の少ない道路が良いも限りません。なお、通学路の見直しについては、随時行っているところでは、

現在のパトロールなどの状況では、勢和小学校の朝の徒歩通学については、全ての通学団に通学ボランティアが付いていただいております。その他の小学

校におきましても通学ボランティアや、信号などの横断の見守りなどもお世話
いただいておりますが、全ての通学団というわけには至っておりません。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） これも本当に通学路、登下校時の通学路の安全対策につ
いては、前々からきちっとされてるといふふうには思うわけですが、現在の社
会情勢を見ますと、子供たちだけやなくして、成人さえも車に連れ込まれて殺
害されるというふうな、本当に痛ましい事件が起こっておる現状を見るとです
ね、本当に子供たちをしっかりと見守って対策が必要だといふふうにして
おります。学校だけに登下校を任すっていうのではなかなか先生方も大変な負
担になるのではないかなといふふうにも思います。そういうところから、町で
もいろいろと取り組まれておるようなわけですが、今の町全体の対策だけでい
いかどうかといふちょっと若干の疑問点も持っておるところでございます。

そういう中で、②つ目の質問ですが、犯罪の実行機会をいかに少なくするか、
犯罪を起こさせない地域環境づくりが必要である。先ほどから言ってるような
ことでございますが。

現在、青少年町民育成会議の皆様方が、年間に数回町内の巡回パトロールを
されております。私もそのメンバーであるわけですが、町が実施している、
通称「青パト」が下校時を中心に巡回パトロールしているのかなといふふう
に思うわけですが、現在のパトロールのあり方を見直す必要があるのではないか
なといふふうにも思います。見直す考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

また、子供を不審者から守るには、役所組織だけでは人的・物理的に無理が
あると考えるので、もっと住民の地域力の活用により、犯罪の実行機会につな
がらないよう、町民あげて犯罪の未然防止活動を、町が率先して各地区に呼び
かけるなどリードすべきといふふうにも思います。この点についての見解を伺
いたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 議員の②点目のご質問につきましては、青パト等のご質問でございますので、私の方で答弁をさせていただきます。

総務課におきましては、現在、防犯パトロール連絡員としてまして、今年度は7名の方に委嘱させていただき、週2日の午後、約2時間各小中学校の通学路を中心に、青パトにて巡回していただいております。連絡員の方々には、学校等からの不審者情報をその都度提供させていただき、巡回経路等に生かしていただいております。連絡員、それから学校、それからPTA、そして議員も関わっておられます青少年育成町民会議等での取り組みもございまして、現在町内におきましては幸いにして、他県でみられるような事件は発生はしておりません。

ただ、今後、町内において、いつどこで事件が発生するとも限りません。連絡員の方々には、無償ボランティアとして活動していただいております。現状では、巡回の回数であるとか、時間数を増加させるのは残念ながら難しい状況でございます。

従いまして、議員ご指摘のように、防犯パトロール等の町行政だけの取り組みでは、活動の範囲も限られております。住民の皆様には、例えば散歩される時間をですね、児童生徒の登校時間とか下校時間に合わせていただくとか、それから農作業等で外に出られるようであれば、児童生徒の登校・下校状況をですね、遠くからでもいわゆる目配りしていただくなど、ご協力いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 実はこの7月、折しも社会を明るくする運動ということで、保護司会を中心にして、全国的に犯罪を未然に防いで明るい社会をつくろ

うというような運動が、はじまったところです。

先般も、町長出席のもとに、推進委員会に出て、いろいろとお話を交換したところでございます。やはり、こういうふうな本来保護司中心でやってはおりますけども、保護司だけではとても犯罪の抑止にはならないというふうに思います。別途に言えば、保護司は犯罪した人を更生させるというのが大きな仕事ではありますけども、それは逆に言えば、犯罪がなければ、保護司の仕事はそれとしてないわけでございます。犯罪が絶対起きないということは、おそらく言えないとは思いますが、少なくとも、犯罪が少なくなるということについては、この多気町の地域の中で大きなことになろうかと思えます。

社会を明るくする運動については、7月いっぱい全国で月間なんですけども、少しマンネリ化している感もありますが、やはりこれは、町民の皆さん方が一緒に目を向けてくださることが我々の活動を生かすことにもつながるかというふうに思います。

社会を明るくする運動の推進委員会の委員長は、町長でございます。先般も出ていただいたわけですので、町長のほうからひとつその点についても考え方をひとつお聞きしたいと思えます。

それを聞きまして、質問を終わりたいと思えます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 中森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今ちょうどおっしゃられましたように、7月1日から、強調月間ということで、基本的には1年中通じて、そういう犯罪を起こさない、犯罪を起こした人たちを見守りながら、社会復帰もさせようという、これはその団体の趣旨でありますけども、町の方では、これはもう学校もそうですけども、家庭も学校も地域も、いろいろな組織、皆様のご協力を得ながら、これは子供たちだけではなしに、地域の人たちが犯罪に巻き込まれないように、やっていく必要があると思えます。

町のほうでは、今、予算は少ないんですけども、2カ所に防犯カメラを設置をしていこうということで、これはもうこれからもっともっとこれはふやしていかなければ、今日本全国で多くの犯罪が起きている、その犯人検挙に一番多くの力を発揮しとんのが、防犯カメラであります。これはプライバシーって言われますけども、これは犯罪を起きたときに使うだけであって、普段はその人をどうこうっていうのはありませんので。これからそういう対応もしていかなければと思います。

ただ、甘んじておってはいかんとするんですけども、総務課長申し上げましたように、今多気町ではそのような大きな被害はないんですけども、これはいつどこで起きるかわかりませんので、そういう取り組みをこれはもう人だけではなかなか難しいので、やっぱり機械にも頼らなければと思いますので、そういう取り組みをしていきたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中森一秀君。

○7番（中森 一秀） 町長からもお話をいただきましたので、私の質問を終わりたいと思いますが、実は、保護司と学校との連携というものを全国的にやっております、こういうふうな冊子が町のほうにもいってるかと思います。その中で、「子供たちを見守る地域の輪」というタイトルでもありますし、いろいろとその全国の学校で、保護司会と学校が連携して、いろんな活動が行われてるっていうのを紹介してる資料をここにあるわけでございますので、また、ひとつ犯罪を少しでも未然に防げるというようなことで、町全体を上げて、取り組む姿勢が欲しいかなというふうに思います。

長々と質問いたしました、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 茂） 以上で、中森一秀君の一般質問は終わります。

（3番 前川 勝 議員）

○議長（西村 茂） 続きまして2番目の質問者、前川勝君の質問に入ります。
3番、前川勝君。

○3番（前川 勝） 私今回、2点の質問をさせていただきます。1点は、今後のごみ処理体制の状況はどうか、ということと、2点目には、太陽光発電の設置に対する対応は、ということで、お願いいたします。

それでは1点目の、今後のごみ処理体制の状況はどうか、ということ質問させていただきます。

当町は、合併前より続けられていおります、多気町は美化センターと勢和は香肌奥伊勢資源化広域連合（RDF）の2種類のごみ処理体制で行われてきております。現在、平成32年度末でRDF事業終了予定となっております。その後33年4月より、多気・大台・大紀町と広域連合として伊賀市にある三重中央開発に、処理を委託することで進められているところです。

現在、多くの町民が、どうなるんだろうという部分で、具体的な情報不足に心配されている現状があるのかというふうに思っております。

そこで1番といたしまして、先般、中日新聞4月11日におき、RDF発電につき、「夢の発電 最後も混迷」と表題が付けられ掲載されておりました。RDF事業が15カ月前倒しして、平成31年末の終了予定で進められているようですが、香肌奥伊勢資源化広域連合長の立場であり、また県との具体的な話し合いも含め、多気町長としてどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。ここでこのように書いとるんですけども、先般、新聞報道されまして、知事が、6月4日、6月定例会で、公式の場で、31年、来年の9月っていうようなことも発表されておりますので、そのことも含めまして町長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） それでは、私のほうからご質問にお答えさせていただきます。議員もご承知のように、28年の3月議会かな、松浦議員からの質問にも

おおむねの方向づけをさせていただきました。29年の9月、昨年9月に全協の場でも方向につきまして、担当課長からも、また私のほうからも方向づけ話をさせていただきました。基本的には大きく変わっておりません。ただ、今議員おっしゃったように、前倒しになりましたので、31年、来年の9月をもって終了ということで。ただ、この部分について、私どものほうでは、もうその体制に行こうということで、3町では進めております。というのは、順調にいけば、年明けぐらいにいろんな中身の整理をしながら、特に勢和地域のほうへ回らせていただいて、分別のことをもう少し地域の方にわかってもらいたいということで、そういう話を考えております。旧多気のほうにつきましては、今分減はそのようにしておりますので、そういう大きな混乱はないと思うんですけども、特に勢和地域、それから大台町、それから大紀町。この部分と一緒に、連合長としてはそういう考えで取り組んでいきます。

以上であります。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） もう夕刊三重におきまして、町長からも想定内だという取り組みだということで載っておりますし、当然お話されたように、この方向性は議会の場では発表され、新聞には載ってるけど、町民の皆さん、さまざまところまではなかなか伝わってないのかなっていうふうに思いますので、今日ここでさせていただくことによりまして、早くなつたんだということも、知っていただければなというふうに考えます。

それで少し町長も触れていただいたんですけど、2番目の質問へ入っていきます。

多気・大台・大紀3町により、ごみ処理外部委託の合意形成はおおむね進められていると考えます。RDF事業終了が前倒しされることにより、決めていかなければならない旧多気町の合流や、施設の改修しなければならない箇所があり、時間的余裕が少なくなり危惧される場所ですが、先ほどもお答えいた

だいとるんですけども、具体的にどのような形で進められるのかなというふう
に考えます。お願いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 失礼します。それでは、前川議員の2つ目の質
問について、お答えさせていただきます。

平成29年度予算ベースで試算しますと、多気地域のごみ処理を広域連合で
取り扱うとしたほうが、広域連合の負担金の増加等もありますが、美化センタ
ー施設も老朽化してきております。修繕費の増加や、また人口減少もあり、ご
みの発生量の減少などもあります。これら要素を総合的に勘案しますと、広域
連合で多気町全域のごみの処理をですね、引き受けて処理をしていくというこ
とが最善の策ということでの結論に現在至っております。

ご質問のように、広域連合においてはRDF製造を中止し、民間に処理委託
することになりますと、施設改修の部分が必要となってきます。改修箇所につ
きましては、昨年議員の方にも施設のほう見ていただいて説明をされたよう
ですけども、ピット内のごみを搬送用の大型トラックにですね、積み込むため
の搬出用シュートの取り付け、またクレーンの自動制御装置、臭気ダクトの改
修等が必要となってきます。これらの経費につきましては、広域連合の議会で
予算措置等も含めてですね、これから協議をしていただくこととなります。

また、多気地域のごみ処理も広域連合で行うことにあたりまして、ほかの構
成町との詳細なすり合わせが必要となってきます。また、処理区域や負担金等
の割合も変更になるということが見込まれますので、今後広域連合の規約の改
正等につきまして、構成町の議会のほうでもご審議いただくことを予定して
おります。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 3町で今後進めていくということですが、まず今美化センターで集めているやり方、分別も含めてですね、その形を3町全部、大紀・大台にもしていただくと方向で、話が進められるのか。まずそこをお話を伺いたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問についてですけれども、あの方の質問にもちょっと関連するんですが、香肌の広域連合でのごみの処理というのは、RDFということで、ごみの固形燃料ということから、ごみの混入の成分が違ってございます。その成分の違い、特にですね、燃料とするためにカロリーを上げるためのプラスチック類等の混入、紙類、布類も混入させてございます。そういったことから、さまざまな現在多気地域との分別の方法というのが違ってございますので、これらを統一させるのに、ある程度の期間を置く必要がございます。それぞれ構成町のもつ特有の情景もございますので、いずれは統一をさせたいと考えておりますが、可燃ごみについての収集等については、今のところ、3年ぐらいの猶予期間をおいて、統一させていこうというふうに考えております。

今ごみの減量化という意味から見ますと、多気地域のほうのごみの分別方法に合わせるような方向での協議を進めさせていただいております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） そうすると他の町、大紀・大台町に至っては、これまで行われてきたことが、ガラッとある意味変わることになりますので、その意味も込めて、時間的余裕が、っていう部分も私書いてきたかと思うんですけども、早急にですね、その3町による「こうなんだ」ということをまず、もう話し合っておられるんかわかんないですけども、決めていかれる、前倒しされたこと

による時間的余裕がなくなっているのかなというふうに考えますので、その辺を徹底した形で、進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして3番に入ります。

町内ごみ処理一本化の調整、RDF終了が前倒しされることにより、当町ごみ処理の一本化を早く確立する必要があると考えます。

そこで①番といたしまして、昨年、先ほど町長も触れられましたけども、9月全協に出されたごみ処理計画の資料がございます。

32年度当初より、美化センター分の燃えるごみが広域連合に加わり、燃えないゴミ、資源ゴミ等は3年間美化センターで処理をしていくとあります。その費用は年間約4000万円と試算されております。

それは、収集体制の違い、美化センターの最終処分場のこと、木竹等地域集材の計量、はかりですね、等が理由として書かれておりますが、3年間で1億2000万円は全額ではないにしろ、2カ所で処理することでの無駄があるのではないかというふうに考えます。

当町が広域連合でのごみ処理スタート時には、全てを連合で処理することが大事と考えますが、今後の対応について伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの3点目のご質問についてですが、先にも申しあげましたとおり、香肌奥伊勢資源化広域連合のほうのごみ処理につきましては、燃料を製造するということでの成分の違い、多気地域とのごみの処理の方法の違いがありますので、分別の方法も違うということになります。

そして、これを統一させるため、それぞれ構成町村にも働きかけを行う必要があるんですが、それぞれ構成町村の特有のですね、条件がございます。例えばですね、構成町村の中には海岸地域の町もあります。そこでは、土地が狭小であるために、設置場所の資源ステーションなどを設けるようなスペースがないとかですね、それから、収集車等のですね、美化センターにあるようなパツ

カー車以外の資源物を乗せるダンプやとかトラック、こういったものが香肌のほうにもないといったようなこと。さまざまな細かい課題もございますので、これらを順次合わせていくため、また住民の方へも周知徹底をする必要もありますので、その期間として、3年ほどの猶予期間を今現在考えて、統一させる必要があるというふうに考えてございます。

議員ご指摘のように、経費は掛かるというような試算は出ておりますけども、それが、解決できるのであれば、3年以内にですね、早めることも可能だと思いますが、現在の合意としましては、3年間の期間を置くというふうなことで、話し合われております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 今課長お話いただいた、3年っていうのは、燃えないごみを3年延長するというふうに私は理解しとるんですけども、燃えるごみについては、多気地域のは32年の4月から持って行って、それから燃えないごみは3年間延長するというふうに、この資料にも書かれてるかなと思うんですけども、RDFに32年で合流していくわけですけども、その前に、31年9月で終わるわけなので、そこでもう用意ドンで、勢和、それからあと大台、大紀はですね、分別される方向をもう打ち出しておかないと、そこから半年、31年の9月ですから32年の半年ぐらいで多気も合流していくということになるので、もう早速にもやっついていかないと、ますます分別できない状態が続いたままで入っていくのではないかと思うんですけど、いかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問ですけれども、可燃ごみにつきましては、もう32年度から香肌の方へ運び込む予定をしております。

その中で、資源ごみ、リサイクルに回せるような資源ごみにつきまして、先

ほど申しあげましたような、構成町村の中での違いがございますので、ごみステーションもですね、多気地域のような屋根のある資源物の回収ステーションではない、今現在各集落にある構成町では小さなですね、腰高のメッシュ状の集積所、それからまたネットをかけるだけの集積所もございます。この中でリサイクルに回せる紙類、布類、特にこういったものがそういう場所ですと、雨露に濡れてしまいますので、そういった対策も取る必要が出てきます。また、搬送用のトラック等もございますので、そこら辺を解決するのに、そういった資源物については、3年の猶予期間を置くというふうにしております。

ただ、統合の時点では、方向性っていうのは構成町村の中で現在も話し合っておりますが、多気の分別の方法に減量化という観点からも統一した分別方法についての方向性を決定してですね、進めていくということでは合意されております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） そうすると31年9月で一応RDF桑名が止まったときは、その段階で中央開発に持っていくかと思うんですけども、その時は、もう分別はされない状態の今までのままで3年間、今の課長のお話やと、そこから3年間っていうように私には聞こえるんですけども、今から1年半ぐらいあるので、そこへいくまでにいろんなステーションとかの話もされましたけども、31年9月の段階で、もうそうすると今までどおりのRDFにもしていたような形で伊賀へ運ぶ。言うたらっていうか資源も全部運んでいく。ということで、そうするとその今のおっしゃる3年間私の中の3年間は、資料で多気町の不燃物、資源を3年間っていうふうに思ってたんですけども、そうすると、全体的に連合でその完全に分別してするのが、この32年から3年ということになるんでしょうか。伺います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問ですけれども、統合して 32 年からすぐにはですね、やはり分別のほうが多気地域のほうはもう分別したごみで本当の可燃の資源物を除いたごみが広域連合のほうへ搬入することができますが、旧ですね、広域連合のエリアの大台、大紀それから勢和地域のごみについては、すぐには分別が不可能かと思いますので、しばらくの間は混在したごみということで、持っていかなざるを得ないということになると思えます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） ぜひですね、そこら辺は本腰入れて分別、いろんな対応しなきゃいかんことあるのはわかりますけれども、進めていっていただきたいなというふうに思います。

次の質問に入ります。

②番ということで、勢和におかれましては、一部リサイクル集積を各区単位で進められておりますが、集積をされていない区もあるとのことと、本来資源ごみであるプラスチック類が燃えるごみ、今までも、今話出ておったわけですが、燃えるごみに入れられていることについて、この勢和地域で5地区でこういうごみステーションがありまして、土屋、色太、朝柄、片野、波多瀬においては、区で分別されたものを集めて、資源として、有価として、区のそれなりの財政の中へ入れられているかなというふうに考えます。ただこれをされていない区においては、今、多気地域でもあるんですけども、子供たちの廃品回収等に集めている、家で持っているという状況もあるかなって思うんですけども、これは全部の区にある燃えないごみとか、今のおっしゃった資源を集積する勢和地域であるものだと思うんですけども、そんなことも踏まえて、今後の対応はどうされるのかっていうことをお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問ですけれども、勢和地域の主にプラスチック類の資源化についてなんですけれども、こちら、同じ多気町内でもありますことから、集落内の集積所の確保と収集体制の課題が解決できれば、ごみの減量化につながることでありますので、短い期間で資源物の分別を推進したいと考えています。現在は、その課題の洗い出しをして解決策についても協議させていただいております。

先ほど、前川議員からご案内ありましたように、5地区についての資源物の集積所っていうのが設けてございますが、こちらは、字が中心となりまして、設けられた施設になります。ですので、これは字が独自にリサイクル業者との契約結ばれて、引き取りをされ、その売り上げとか、それからまた町の補助の助成金ですね、申請等の対象となるごみを集められとるものになります。ですので、また香肌の広域連合としての、字とは別に、町へ出す資源物というの、発生する可能性がございます。ですので、それぞれの区長さんとの話も進めながらですね、その施設を利用できるのか、または、別に設ける必要があるのか、そこら辺も含めてですね、協議を進めていかなければならないかと思っております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 今本当にそういうことで、勢和地域におかれては、今後、どんどん進めなければいけない、対応しなければいけないことが出てくるんだろうなというふうに考えます。

そんな中で、先般、美化センターのですね、視察がありまして、美化センター運営委員会、視察がありまして、これは町長も出席いただいたんですけども、輪之内町リサイクルという所で、この町営でですね、ここへ資源を持っていくだけで、ポイントをいただける。カードをつくって、そこへ資源を持っていっ

て、重量はかってそっちもポイントがあつて、それからここへ来ましたよ、持ってきましたよっていうんで、またここでもポイントをいただける。するとそれがまたお金として還元される。

今このスーパーで、マックスバリュもありますけども、そういうポイント制ってというのが、結構時代の流れで行われている。ただ、自治体としては、自治体のその財源というか、それがそちらへ流れるのは非常にあれかなと思わんではないですけど、そういう、これ課長もお話伺ってみえたと思うし、この辺のこれから新しく勢和で立ち上げていかなきゃならんということ踏まえると、そういう、これになると全町的にやらなきゃ都合が悪いかと思うんですけども、このこういうこともあるのだなということ、この前一緒に行っていたいで、認識もされてるかと思えますけども、その辺についてのお考えはいかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのリサイクルに伴います自動回収機のポイント制のご質問ですけれども、5月30日に運営委員会の方で、岐阜県の輪之内町のほうに視察に行った際に、拝見させていただきました。

その中でいろいろと質問をさせていただいたんですが、ポイントをいただいて、そのポイントに基づきまして、500ポイント集めるとその図書カード等に交換できるといったような運用の仕方をされ、輪之内の中のエコドームといった施設の中で、缶、瓶、それから生ごみ等を持ち寄って、そのポイント付与をされるというものだそうです。

こういった機械等についてですね、非常に普及には分別の意識を高めるということから効果はあろうと思います。ただ、そういった機械等の価格等をお聞きしますと、ペットボトルの自動回収機につきましても、250～300万程度。それから古紙回収機につきましても、350～400万程度かかるというふうなお話です。あと、その置く場所とか、それから電源広がっておりが必要な場所になりますので、そういったスペースの問題も出てくるかと思えます。

また、各スーパー等で、広がってきております、自動回収機、こちらポイントが付与されて、電子マネー等の交換にできるといったものもあります。これらは、買い物客をターゲットにした、回収機でございます。そういった回収の量がですね、見込める場所につきましては、そういった投信ということで、民間の業者の方が無料でおいてもらう場合もあるかもしえませんが、非常にそれは条件が好条件の所に限られるということになります。ですので、いろいろですね、費用対効果を勘案しながら、そういったものも分別の意識を高めるものであるということであれば、またこれからもいろいろと内部で協議を進めていたいと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） いろいろやっているということで、また、課長の中で頭に置いていただいといて、いろんな考えの中で、またいろいろ検討されればというふうに考えます。

昨夜テレビでやっておったんですけども、見られた方もあるかと思うんですけど、羽毛リサイクル、これが障害者就労支援ということで、羽毛を回収してその施設の費用にしているというようなことを、テレビでやっておったんですけども、そういうどこかが社会福祉協議会やったと思うんですけども、そういうことも立ち上がれば、資源としてそういうからだの不自由な人たちっていうんか、支援しなきゃいかん人たちの資金として、集めてるというようなことも昨日たまたまテレビでやっておりましたので、社会福祉協議会もなんか巻き込んだいろんなこともできればなというふうに考えますので、またその辺も参考にさせていただければなというふうに思います。

続きまして4番へ入ります。

この資料にも書かれておるわけですが、ごみの減量化・資源化への推進が今後の課題であると思います。特に燃えるごみの3分の1を占める生ごみを減ら

すことが出来るかが、コスト削減につながると考えます。お勝手を仕切る奥さん方には、特にご苦勞をかけるところですが、全町的に生ごみを堆肥化する取り組みを行ってはどうかなというふうに思います。

多気地域のこの環境カレンダーにもあるんですけども、今、そういう意味では町も一生懸命進めてくれております生ごみ処理機購入費用補助金ということで、こういうこともあるのは存じ上げてあるんですけども、けどまずこういうことでも、皆さんに知らせてみえるんですけども、このごみ機の状況はいかがですか。お伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 4つ目のご質問についてお答えさせていただきます。

循環型社会の構築につきましては、単に行政が出されたごみを適正に処理、処分を行うだけではなく、町民・事業者・行政、それぞれが役割のもとで、一体となって同じ認識のもとに協働し推進していくことが求められています。

多気町では、ごみの減量化の一環としまして、生ごみ処理機械の購入補助制度を設けてございます。これは購入金額の2分の1以内で、上限3万円の補助を交付するものでございます。昨年の実績としましては、3件の購入の補助をさせていただいております。

生ごみ処理機は、ごみの減量化にもつながり、家の中の生ごみが溜まらなく、衛生的にもなります。今後も普及啓発に努めてまいりたいと考えております。また、補助制度だけではなく、町民の方には生ごみの水切りの徹底やコンポストなどを使った堆肥化に努めていただくような取り組みも進めてまいりたいと思っております。

ごみの全体の組成分析からいきますと、4割が紙類、2割がプラスチック類、1割が生ごみでございます。その生ごみの約8割は水分で占められとることとございます。ですので、ご家庭でのキッチンの三角コーナー等でですね、

ネットを、ストッキングなどでも構いませんが、使い古しのストッキングのようなネットで、取りつけていただいて、ひと絞りしていただく。またはごみを1日、臭いはしないような状況であれば乾かしていただいてから、出すことによりまして、焼却のエネルギー、または輸送の際のエネルギーの節約にもつながりますので、このような取り組みの住民の方への啓発等についても努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 1割で8割が水だということですので、それは本当に水は切っていただく、これは本当に重要なことだと思います。と言いますのは、重量でこれから処理費も全て決まってくる中で、連合でも公債費、経常経費の中に定率割20%があるわけですので、そこがやっぱり抑えるためには、やはり3町が徹底的に減らすことをやってかないとこのこれ全体が下がらないということであると思いますので、その辺。

それと、課長おっしゃってもらった、やはり意識づけ。やはりこの意識づけていうことは非常に重要なことになるのかなというふうに思いますので、それこそ、子供たちから巻き込んだ中で、ずっと家庭でそういう意識を持ってやってくというようなことが大事なかなっていうふうに思います。

それで新聞なんですけども、中学生の子がですね、「ヤングアイズ」っていつて中日の5面だと思うんですけど、意見を言うとする中で、3Rということですね、「リサイクル、リユース、リデュース」のすすめっていうことで、中学生の子が、是非これはもっと進めなきゃいかんと思いますっていうようなことを言っている新聞記事がありましたので、切り抜いてきたんですけども、こういうことを、それこそ子供のときからいろいろ思っていくことも重要かなと。

それからこれも新聞なんですけど、海のプラごみっていうことで、海へ流れたプラごみで、鯨が打ち上げられて死んだというような、海で浮いてるプラス

チックをどんどん食べて鯨が死んでしまったという、これは若干違う話なのであれなんですけども、こういうそれぞれの家庭で処分していけば、そういうことはないわけですので、それも1つの資源としての利用という中で、きっちり外へ出さない、川へ流さないとかっていうことも含めて、大事なことかなというふうに考えますので、そう私は思いました。

今も課長言ってもらった、私もここに書いとるんですけど、やっぱり少しの意識づけをどんどんあげていくことが、改善につながっていくのかなというふうに思いますので、お願いはだめですけどよろしくお願ひしたいと思います。

続いて2番目の質問に入ります。

太陽光発電の設置に対する対応は、ということで、太陽光発電固定価格買い取り制度が、2019年で一応制度が終わるわけです。住宅の屋根に多い発電量10キロワット未満は、設置が初期のものから10年経過後随時買い取り価格が固定価格より外れるわけです。まだその後の価格がはっきり決まっていない19年問題とされる状況があります。

しかしながら、10キロワット以上は20年間買い取り制度が続くので、産業用太陽光発電は掛け込みの工事が現在多く見られているところです。

それで①番といたしまして、現在、当町の太陽光発電設置に対する取り決めは、県の取り決め準じて行われていて、50キロワット未満は届け出義務のない状態であると思います。そのために何が起きているのかもわからず、町が関与するすべがなく問題であると考えます。国のガイドラインもあるようですが、当町独自の取り決めが必要と考えます。どのようにお考えになりますか、お伺ひいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの太陽光のご質問についてお答えさせていただきます。

50キロワット以上の施設につきましては、三重県のガイドラインの定めによ

りまして、事業認定申請の際に事業概要書、これに位置図やとか配置図等を添付して、県と町に提出するという義務がございます。また、50キロワット未満の施設についてはどうかと言いますと、そういった事業概要書の提出っていうものは不要なんでございますが、発電事業者あるいは保守点検責任者の連絡先を明示した標識の施設のところへの掲示、また事業者が「周辺住民の良好な生活環境を害することのないよう、適切な措置を講ずるべき周辺環境への配慮規程」というのが盛り込まれております。ということで、全ての施設にこういった遵守義務というものが及ぶこととなりますので、施設事業者、管理者ですね、といった者の把握は可能になってございます。また、経済産業省所管の資源エネルギー庁のホームページ等でも、その発電施設の所在地、発電事業者、出力数等の情報が把握できるようになってございます。ですので、改めて町独自のガイドラインを設けるというような必要はないかというように考えてございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 県、国等でその辺のガイドラインに沿って進めるから、町としてはいいということで、安心するわけですけども、問題の起こらないことを祈ります。ただですね、県の、私もこれガイドライン、プリントアウトしたんですけども、こういう中でやはり「保守点検、維持管理を行う必要がある」とかですね、書かれている。しかしながら、現実的にそれをですね、みにいってどうするかっていう部分のですね、必要があるけども、その持っている方は全然、その次の問題にも入るんですけども、その中で、町として管理していくために、私は町の決まり、その県のガイドライン、国のあるけども網羅されているんだから必要ないということではなく、町独自で動けるものが私は必要なのではないかなというふうに考えたわけですけども、それは課長必要ないと、県・国でガイドラインに沿って進めれば問題ないんだということで、進めさせ

ていただきたいと思います。

それでは②番目に入ります。

太陽光発電が設置されている状況の中で、地元地権者所有土地であるならば、まだいいんですけども、どこかの会社に土地が売却され設置された施設においては、年数経過による故障等で放置された場合、また設置 20 年が経過後の設備放置等対応が難しく、長期の地域環境を守る対策が必要と考えるわけですが、考えをお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 2つ目のご質問についてでございますが、国のガイドラインの一部分をちょっと紹介させていただきます。

事業者の遵守事項としまして、「発電設備を適切に保守点検及び維持すること」、「建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理する」、「事業を終了した発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うこと」とされております。これらに違反した時は、改善命令とか事業認定取り消し等を行うことが可能とされていますので、町としましても、これらのガイドラインに基づき、適正な管理がなされていないと認められる場合につきましては、県に通報し事業者への改善指導を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番（前川 勝） 事業者の方が継続してずっと続けていってくればそれはそれでいいんですけども、倒産であったりいろんな形で、「誰なの、どこの人なの」ということになっていくのではないかなという危惧をいたします。

そこで課長も見てこられたと思うんですけども、これ佐奈川の沿線にあって、台風 21 号で発電の下の敷いてあったシートがめくれあがって、それから砂が

乗ってですね、流れた枝がどんどん続いているという状況の写真です。これはもう課長見ていただきましたね。それで今のおっしゃったですね、これは当初地権者が土地を売却されて、それから事業者が設置をされたと。それでその設置業者は、もう転売目的でやっている。それでしかもこれを今お持ちの方は、埼玉県の方だということまでわかりました。というようなことが今至る箇所、何も起こらなければそれはそれで順調にいつているんですけども、今おっしゃった、雑草の処理とか実際にこういう状況になってる中で、それは当町として、税金はたぶん入っているでしょう。でもこの管理をその個人の方に、個人だと思いうんですけども、事業者かわかんない、その埼玉の方が。その方に、例えばまず連絡されたのか。今後このこういうことをどのようにされるのか、っていうことをお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問についてでございます。

多気町の役場としましては、これらの施設の所有者から、固定資産税の償却資産の申告をいただいております。その情報、それから、先ほど申し上げました、資源エネルギー庁のホームページ等にもありましたんですが、その前村の施設の所有者の方、それから現地の所在地の地番ですね、これらを照合しましたところ、連絡先等が判明しましたので、先日ですね、その方への連絡をさせていただきまして、やはり遠方ですので、なかなかその現地のほうを見に行けてない状況でしたので、ガイドライン等の事項の遵守事項を守っていただくようにということで、指導のほうを連絡させていただいたところ、また、近いうちに現地のほうへも出向いて、確認をさせていただくということで、回答をいただいております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

前川勝君。

○3番(前川 勝) それは良かったです。今後そういう捨ておかれるというか、放っておかれることになっては、大変地域の環境も含めて大変なことになりますので、そうやって早速連絡つけていただいて、対応いただけたことを非常にありがたく思います。

ただ、この太陽光ですね、段々農地も農業も高齢化に伴い、土地をよう守りせんから、もうやむを得ないんだってという部分の考え方も当然ありまして、私も確かに高齢者の方が土地を守ってけない、草刈りすらできない状態の中で、こういうこともどんどん進んでいくところもあるのかなというふうに考えるんですけども、それは本当にもうなんともとめようがないのかもわかんないんですけども、行政として、その後々の環境破壊を招かないような形ですね、ことをきちっとガイドライン、国・県のガイドラインに沿って進めていかれるということなので、その辺をですね、今後も問題の起こらない、将来、遺恨を残していかないようなことにしていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長(西村 茂) 答弁よろしいね。はい。

ここで10時50分まで休憩を取ります。

(10時38分)

(10時49分)

(6番 中野 正宣 議員)

○議長(西村 茂) それでは、休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

3番目の質問者、中野正宣君の質問に入ります。

6番、中野正宣君。

○6番(中野 正宣) それでは、失礼いたします。私は町長に多気町の将来についてを聞かせていただきたいと思っております。

私は町長を信頼しとる1人でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西村 茂） そんなことより方式とかいろいろ言うてください。

○6番（中野 正宣） 今回質問は、多気町の将来について。それから総括方式で、よろしくお願ひしたいと思います。

町民は、これから 10 年先どのような多気町であるか、久保町政に大変期待をしております。町長は現在「ええまちづくり プラン・アクションプログラム」のもと、いろいろの施策を進めていただいております。10 年先には、工業団地に企業が 11 ヘクタールに誘致し、企業が稼働し働く場が確保され、多くの従業員さんが入っていただく。また、勢和多気インター付近にはアクアイグニス多気が開業し、年間 600 万人の方々が多気町に訪れていただき、県内でも有数の町になっているものと想像します。が一方、新聞報道によりますと、国立社会保障 人口問題研究所の発表によると、三重県では 2045 年に現在の 181 万人から 143 万人になり、県南部では人口が半分になるであろうとの発表である。また、当町では、2030 年には 10%減の 1 万 3500 人、2040 年には 18%減の 1 万 2000 人になると推計され、少子化高齢化が顕著に、小学校の複式学級化、中学校の生徒数の減少、若者の町外流出など、現状はかなり厳しいと思うが、そんな中、現状との乖離がある夢のある町政運営を期待しているので、町長の思いを聞かせていただきたい。

2 つ目には、当町は総合計画がありません。長期のビジョンはどのような方法で政策をつくっているのか。現在、どのような方策で政策を立案しているのか。これから町長の話によると町民懇談会の話をよくされます。それを基礎にこれからも政策をつくっていくのか。町民アンケート、パブリックコメントなど、町民の声を聞いてとの声を聞く、広い視野を持ち町民の皆さんとの共有の政策に期待したい、そういうような考えはないか、お尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） それでは、私のほうから中野議員のご質問にお答えをさ

せていただきます。

まず人口的なことも申されまして、私の町っていいですか、日本に限らず先進各国、っていうのは、全ての国とっていいほど、高齢者がふえているということで、私の町でも影響緩和を図っていこうと。それから、町の地形や、それから町の面積、それから私たちの地域の事情に合ったまちづくりをしていこうということで、財政状況も見ながら、1つでも町民の方々にまた住民の方々に幸せを感じてもらえるような取り組みをしております。

それは何かと申しますと、1つはやはり福祉政策でありまして、これまで福祉事務所をつくったり、高齢者の移送サービスをやったり、本年度はまた買い物支援バス等の配置によって、少しでもその人にとっての交通手段の確保ということをしてもらっております。これも他の町にない取り組み、また特色のあるようにということでもしております。

それから、農業関係につきましては、就任早々から新規就農支援というのに取り組みをさせていただきました。その後、国のほうからも若者の就農支援ということで、農地・人プランの中で、150万の助成金が出るようになったり、今そういう状況が続いております。

それから、町の活性化策の私の一番の取り組みの目玉にしております、企業誘致を組んで行こうということで、これまで、いくつかの企業さんが来ていただいております。

また、バイオマス発電所もそうでありまして、これは、多気町で今毎年増加、これは人口減少やなしに増加のほうですけども、高齢者の方がふえておりまして、その人たちの対策のためにも、材料の収集制度。これはバイオマス発電所の竹や木の収集ですけども、こういうことにも取り組みをしております、これもほかの町にはない取り組みであります。

こういったことをしながら、私たちの町、元気な町、健康な町になるようにということで、取り組みをさせていただきます。

それから、中野議員の続けていかれました町の総合計画やそれらについても、

触れられましたので、もう続けてそれも触れさせていただきます。

このご質問には以前にも、お答えはさせてもらっておりまして、今多気町では、総合計画というのをつくっておりませんが、それに見合うものとして、「ええまちづくりプラン」というのをもう就任8年前につくらせてもらって、このときつくった7つの公約、これまでの私の出馬のときにも、話をさせてもらったり、また議会での質問の中にも、お答えをさせてもらっておりますが、この内容の基本的なものにつきましては、以前に合併当時につくられたと思うんですけども、そのときの総合計画、そんなに中身が変わるものではないと思います。これはどこの街でもそんなに変わった総合計画の中身があるっていうのはありません。どこでもだいたいよく似た形で、産業の振興であったり子育て支援であったり、教育の振興であったりと、これはもうそんなに変わらんとするんです。何が違うかっていうと、やはり現状に合ったものを取り組んでいかなければ今の時代こんなに毎年毎年地域事情に合わせていろんな社会事情が変わってきてますので。これに見合うようになっていうことで、私は3年ごとの見直しをしながら、アクションプランというのをつくらせてもらって、議会の皆さんにお諮りをさせてもらっております。

こういったことと、あとどういったところで町長はその住民の声を聞いとるんやということも言われました。確かに、パブコメも必要であるかわかりませんが、いろんなアンケートなんかも必要であるかと思うんですけども、自分が一番今、今年度はやりませんが、来年からごみのこともありますので、全地域を回っての懇談会。これは僕は1つに、皆さんの声を直接聞けるっていうことで、いろいろ意見を言われる方もありますけども、出てみえる方は限られとるんじゃないかということもありますけども、若い人も入ってもらったり、しとるところもあります。

あともう1つは、一昨年やりました、行政改革審議会、行革審の中での、意見も大いに町政運営の中で参考になります。行革審でいただいたご意見を参考に、スクラップアンドビルドじゃないですけども、これは継続していこう、こ

れは変えていこうというのではありません、こういう中で施策を議会の皆さんにお諮りをさせてもらいながら、進めさせてもらっております。

こういうことで、基本的に、じゃあ目的は何なんやということになりますと、これは、1番はやっぱりもうわかりやすい言葉で言うと、「町が活力がなければならん」ということでもあります。これは、大紀の町長なんかもよく言われますけども、高齢者、老人の方々は、町の誇りであると。子供たちは町の宝であると。やっぱり究極の目的っていうのは、みんなが健康で、そして町に働く所があって、活力がある町にしていきたい。それには今言いましたような、教育であって、福祉であって、環境であって、いろんな施策が絡んで、こういったところにつなげていこうというのが目的でありますので、それには時間がかかります。私一人でなかなかできませんので、また、私のあとの首長さん、また議会の皆さんと一緒に協議をしながら、進めていくことになると思います。

ちなみに、参考に1つだけ。町からどんだけの人が出てっとなのやと。これは%でしか今出てないんですけども、近くの高校でいきますと、約70%~80%近く、七、八十%は県内にとどまっています。県外行かれる方は、その二十数%は県外ということになります。ですから、今私の町では、働く場、最近、逆に働いていただく人が少ない部分もありますので、ちょっと苦しい部分もあるんですけども、そういうことをしながら、取り組んでいきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） ありがとうございます。

町長は、先ほど福祉政策、買い物バスなどをし、今までには農業就農支援、企業誘致などをやってきたということでございますが、今後10年におきましてですね、考えてみますと、だんだん人は減ってくる中で、今も先ほどちょっと質問の中で出ませんが、例えば、アクアイグニスですか、の開業がもう来

年か再来年に開業されるということでございますが、じゃあこれについてはどのように思ってみえるのか。

私、前も一遍質問したことあるんですが、近隣市町からとこのような話も聞かせていただきましたが、近隣市町からですな、人もだんだんおみえにならんで、やはりその 10 年先にこういうもんが本当にできるんであろうかと、人口減少の中で。要は工業団地が本当に満杯になり、働く場の確保ができれば、先ほど言いましたように、人口減少もなくなるんか。あるいは本当に町民の活性化はできるのかというのが非常に疑問に思っております。

先ほども町政懇談会のことを言われましたけども、昨年も一万四千何百の中で、懇談会におみえになったのが、130 人程度というような話も聞かせていただき。そんな中で、町長は、「あの時言った」とか「行かんだもんがその話聞いとらんだから」とかいうような理由で、そのうち話をしたとかいうようなことで、全体の意見ではないように思っておりますので、私は是非その町民アンケートあるいはパブリックコメントなどを書いていただき、またそれもパブリックコメントのほうも開示していただいて、そのもとでやっていただければと思っております。その辺についてはどのように思ってみえるのか。

また働く場の確保ができたらということ、町長今おっしゃいましたが、今現在、町内にあるスーパーの方でも正社員というのは本当に少ないんです。ほとんどパートで、確かに 150 万 200 万のお金は取れるかわかりませんが、子供を大学行かせたら、あるいは生活をしてこと思うと、おそらく 400 万 500 万の年収が要ると思うんですけど、そのスーパーには、その 400 万 500 万取れる方は少ないわけございまして、それで働く場どんだけ確保しても、それはパートの人はおみえになるかわからんけど、とてもやないけど、人はおみえにならん。働く場を確保しても難しいであろうと。町長はちょっと工場さえつくったら 1 人当たり 400 万 500 万あるいは 600 万ぐらい取れるっていうように思ってみえるかもわかりませんが、とてもやないけど、そういうことはあり得んと思っておりますので、やはり町内で働く場の確保かもわかりませんが、や

はりここへ住んでいただいて、それから旦那さんはあるいは働きに行けるような政策も考えて、町の子供たちが残れるように。

持続可能な町っていうのは、例えば、団地、大きなこの団地をつくっても、何十年か先には老人団地になってしまいます。それから地域において、地域の子供たちを育てて、地域の小学校、中学校に入った子は必ずその子は多気町がふるさとになります。私とこの近くにも、ずいぶん立派な方、お医者さんの方も、遠方へ出かけられて、旦那さんだけがこっちへ帰ってみえて、奥さん子供は帰ってきません。そうすると、字の文化ももう保たれなくなって、田んぼもう荒れ放題になってきております。そのためにはやっぱり若い人たちが、ここに住んで、できるような施策をつくっておかないと、町の将来はないような感じがいたします。私は、是非若い人たちがここへ住んでいただける、相可台団地だけでなく、外城田であったり佐奈であったり、勢和であったりっていうような、魅力ある、前にもちょっと聞いたことあるけど、土地が高いとこういわれますけど、勢和へ来たら、土地なんてめちゃくちゃ安いわけです。ある不動産屋さん聞いたら、名古屋行ったら坪三十何万するんやと。相可台に至っても、七、八万するんやと。それは、そういう中で、土地が与えられれば、子供たちはもう、ここから通えれば一番いいわけで、それを望んだ方もたくさんおみえになりますんで、またそういう施策の中で、町の将来を見通していただきたいと思っております。

また、町政懇談会や、行革審の話もありましたが、どうも町長のトップダウンの町行政が少し気になります。昨日の条例提出においても、庁内のコミュニケーションが取れていないんじゃないか。そんな感じがいたします。ボトムアップが必要であります。庁内のボトムアップをどのように取り入れていくのか。その辺について、ボトムアップをどのようにお考えなのか、教えていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） いろいろおっしゃっていただきました。

まずアクアイグニスにつきましては、今県のほうの開発許可をいただけるように取り組みをさせてもらっており、順調にいったら7月ぐらいに出してもらえるのかなと。僕だんだん遅れてくで、正直言うて、中野議員と同じように、ちょっと心配をしております。でないと間に合いませんので。はじめ言うと思った2020年のオリンピックに間に合わすんやっていうことだったんですけども。その部分が心配であります。

ただ、これは民間事業者さんがやられんので、我々行政がああやこうやっていうところまでいきませんので。我々で応援できるのは、これまでも議会の皆さんにお示しさせていただいた、道路つけるやつとか、ほかの部分で、もっと人が来てもらえるような応援をさせてもらうとか、それから、あそこのできる産直市場で、1つでも多くの町から自分たちの特産物を出してくださいとか。そういう応援はさせていただきますけども。事業の立ち上げやらそなんんについては、うちのほうでどうこうなかなかできませんので。

将来、どんだけの人が来てくれるんかっていうことにつきましては、これは事業者さんのほうでも取り組みをしていただいております、これも今まででもありましたけども、国内だけでなかなか多くの方が来てもらえるようになってなかなか難しい部分もあると私は思っていますので、事業者さんとは違いますけども、イタリアであったり、それからスペインであったり、そこらとの連携をやりながら、多くの国から多くの方が来てもらえるように、よく言われるインバウンドで取り組んでいかなければ、というのがあると思います。

でもここへできるやつが大きな魅力の1つは、私の以前から取り組みをさせてもらってる医食同源のまちづくりの中の有機栽培でつくられた素材を中心にしてもらっているということで、この部分については、なかなか近くのところにはない部分ですので、今は食について、特に思いのある人たちは来ていただけるのではないかなと思います。これは中野議員もご承知かと思っておりますけども、

東京オリンピックで、外国の人が来て日本で食ができるんかというような心配もされています。何かって言いますと、化学肥料ばかりでつくられた野菜はそんなに食べられへんやないかと。それはもう聞いたことあるかと思いますが、これをこれから変えていきますので、私は違う方向の形で期待はさせてもらっております。それからもう1つ言われました、何か工業団地をつくって工場さえつくればと言われましたけども、何が先かって、これは住ってというか、よその人が来て、多気町に来て住んでもらえる、住居先につくれとか、住宅団地をつくれとかいう意見ありましたけども、これよその例見てもわかりますけども、はじめは確かに来ていただく方はあるかわかりません。2年か3年は。ところが松阪や、こちらのほうはちょっと難しいかわからんですけども、そちらのほうに30分か40分で通勤できるような企業さん、働くところがいっぱいあればいいんですけども、なかなかそれも限られてますので、これは俺の町でやるしかないなという私は思いで働く場をつくって、来てくださいという形をせんことにはあかんなど。ただ、これから議会の皆さんにもお願いをしたいのは、思い切った施策をやらんといかんなど思っとるんです。ていうのは、よそから来てもらう、多気町に来たいっていう人が、例えば七、八十人おみえになったとしたら、確かに安いところも大事ですけども、働くところありますよと、それから、子供たちの保育所、学校もまとまったところがありますとか、それから、安い住居が提供できますと。この安いおうちが提供できますっていうのは、これ町も取り組んでいかんと、実はある事業者さんにもお願いをしました。四、五万までで入れるような一戸建てか、マンションでもええけども、何かつくってくれやんかと。全然今話にならんのと。やっぱり、8万前後もらわんと、やってけやんっていうことを言われましたんで。なかなかその部分難しいんです。

もう一方では、担当課のほうで、空き家制度、古民家改造っていうのもやっておるんですけども、これやろうとすると、トイレ・風呂絶対改修せんといかんのですわ。これは以前言うてました仏壇などのこともありますし、これやる

と結構お金もかかるんです。今、多くの若者が多気町へ来たいっていう人の中には、安くて、それで水回りのきちっとしたところ。お風呂・トイレですわ。その辺がきちっとできないとなかなか住んでもらえないということもありますので。これはこれから町の施策の中で皆さんに諮って、もう私は今ただで町の土地お貸しするから建物たててやってくれんかっていうたんですけども、なかなか今言うたような金額にしかならんっていうことですので。あとは、もっともっとお金を節約をして、もう本当に、言い方悪いかわからんけど、本当に側を簡単なたて方で、こじんまりしたものでできないかっていうのを一遍これから図っていきたい。町のほうからかなりの支援をやらんと四、五万ぐらいの入居費にならんと思います。

それから最後に、町長はトップダウンでやっとなんかと言われましたけども、確かにボトムアップ大事ですけども、ものをぼやとした形でボトムアップしたらなかなか私は意見まとまらんと思うんで、私はトップダウンではないと思うんですけども、「こういうものをつくりたいんや」「こういう施策やりたいんや」っていうのをやっぱり議論してもらうのには、ボトムアップ当然必要ですけども、方向示さんことにはなかなかいかんと思うんで、それがトップダウンと取られるかもわかりませんが、私は方向を示して、町長として、中で諮りますけども、例えば子供施策、もしかしたら町でただで土地を貸して、家たててすんののに、5万円補助しましょうと、町から。皆さんで議論してください。これもやっぱりトップダウンではないけども、皆さんに議論してもらう材料を出さなあかんと思うんです。子供でも同じですけども、あまり極端なことやってしまうと、町の財政破綻してしまう部分ありますので、やはり以前もいってますように、町の中身は財政決まっていますので、教育であって、福祉であって、道路もあります。環境もあります。これをバランス良くお金使ってかなあかんので、それらを見ながら、皆さんにお諮りをしていくということになりますので。ちょっと長くなりましたけども、私はそういう形で、町政をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

中野正宣君。

○6番（中野 正宣） ありがとうございます。

いろいろと聞かせていただきまして、アクアちょっと遅れるだろうっていう話も聞かせていただきました。

私は子供らが本当に多気に残っていただきたい。そして多気町の文化、あるいはそれが一番移住者よりはもっともっと効果があるような気がするし、文化も引き継いでいただけたらと思っております。

是非町長一遍、町の若年者対策、若年の人らどう思ってみえるか。この課長さんら、あるいは係長さんら含めて議論をして、ボトムアップで一遍あげてみてください。それでボトムアップのときに、各課長さんや係長さん、何にもしゃべらんっていうのはおったら言うてください。それはしゃべってこそ話やし、町長に怖がってようせんようなことでは行政としては、町民のほう向いてないということでございます。町長の顔見とってもあかんし、私はそのボトムアップを期待したいと思っております。是非町のオンリーワン、多気町のオンリーワンの若者施策をしていただきたいなと思っております。よろしく願います。

また、10年先という話を、先ほど政治は10年先、我々商売をさせていただいとるんは3年先を見とったらいんですよ。でも行政は10年15年先にどうなるかっていうことを常に考えながら、人口はそのように減っていく、高齢者どのようにふえるっていうのを常に把握していただいとると思っておりますが、最低物理的にわかることは、見ていただいて、10年先にはどうなってるんやというぐらいは、行政の皆さんも是非わかっていただいて。私ら商売人は3年先にどうしたらなるんやろ、どうなるんやろっていうこと見とったら商売としては成っていきますけども、行政の皆さんは、10年先にはどうなるとるか。10年先やめとるでもうおらへんやという、中に課長おみえになるかわからんけど、

でも多気町のこと思っていたら、是非ボトムアップの議論を期待したいと思っております。

それから、あとはもう回答は必要ございませんが、是非今満足しているかどうか、というものに対して、一度アンケートも取っていただきたい。企画になりますか、本当に満足していただけたらよろしいんですけども、ちょっと不満の方もおみえになりますので、私は是非、あるいは、パブリックコメントも是非取り入れていただければと思っております。

議長、回答は必要でございませぬので、是非、町長に期待し、この行政の方、また係長さんに期待をしておりますので、魅力ある多気町にさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（西村 茂） 以上で、中野正宣君の一般質問は終わります。

（5番 山際 照男 議員）

○議長（西村 茂） 続きまして4番目の質問者、山際照男君の質問に入ります。

5番、山際照男君。

○5番（山際 照男） 5番、山際でございます。議長の許可を得ましたので、次の2項目、1つはごみ処理計画、1つは知的障がい者の職親制度について、一問一答方式で質問いたしますので、町長並びに担当課長の答弁をよろしくお願いいたします。

まずは1項目目でございますが、ごみ処理計画についてでございます。前段でごみ処理の部分で質問がございましたが、若干ニュアンスが違いますので、そこらへんをひとつ適当な回答をしていただければありがたいと思います。

本町のごみ処理につきましては、多気地域については、町の美化センターで、それから勢和地域においては、多気・大台・大紀町3町の香肌奥伊勢資源化広域連合、以下「広域連合」と私は言いますが、で処理されているところでございます。3月議会での町長の施政方針の中でも、今後のごみ処理計画が懸念に

なっていると言及されました。分別の関係だと思えますけども。

そして県の固形燃料、以下「R D F」といいます。県の固形燃料事業、県企業庁の発電施設でございますが、その終了が 32 年度までとなっておりますが、R D F 製造の大部分、約 6 割を担っております桑名広域清掃組合が、新焼却施設を建設し、来年 12 月に竣工予定であります。しかしながら、実態は竣工の 5 カ月前の来年 8 月から試運転稼働に入ることになり、そうすると R D F 発電施設は、燃料不足で効率的な運転ができなくなると言われております。そのことで企業庁の発電施設の終了時期も桑名広域に合わせて早まるのではないかと予測されています。また最近の県会におきましても、鈴木知事がそういうふうと言及されております。そうすると R D F の今後を見据えた場合及び町の美化センターの焼却施設の老朽化と相まって、本町のごみ処理問題は、喫緊の課題ではないかと思うわけであります。そこで次の項目についてお伺いいたします。

①つ目でございますが、町長は、広域連合の連合長として兼務されているわけでございますが、R D F 事業の終了後は、暫定約 10 年間をめどに民間委託をすると 3 町が合意して進められているところでございます。民間委託、3 年以上の複数年契約が必要だということでございますが、ごみの収集から R D F の製造販売、これは R D F を継続する場合を考えておるんですけども、製造販売まで全部委託されるのか、それとも一部分の委託かどうか、お伺いします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） それでは①つ目のご質問にお答えさせていただきます。

「暫定約 10 年間の民間委託」とは、R D F の製造を終了させて、おおむね 10 年間可燃ごみの焼却処理、R D F ではなく焼却処理を委託するというところでございます。収集業務につきましては、これまでも民間委託をしてございますので、焼却処理とは別の業務として区分されております。全部か一部委託かと

いうことでありますと、その焼却部分の一部分の民間委託ということでございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） そういうRDFの製造じゃなくて、可燃の焼却処理を委託するということですから、最終処理の部分と輸送の部分も委託になるんじゃないかなと思うんですけども、その輸送の部分はいかがですか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） RDFの引き取り処理ということになりますので、その輸送につきましても、処理を委託する先の業者が輸送も担うということになります。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） そういう部分での委託ということでもわかりました。

次、②番目に入ります。

美化センターの可燃ごみ処理を取りやめるということでございますし、これをやめて広域連合で処理を移行することになる予定と言われておりますけども、広域連合が民間委託になったときに、現在の美化センターの職員及びRDF職員の雇用の保障はどうなるんかと。私なりには心配したわけでございます。雇いどめという状況は生じてこないのかどうか、そこら辺もちょっと確認をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどのご質問についてでございます。

それぞれの施設で勤務する職員につきましては、業務が縮小する部門もございます。また、広域連合のほうに寄せることによって、業務量がふえる部署も出てきます。これら業務量に応じまして今後職員の配置の調整をさせていただいて、他の部署へ配置がえということも出てくるかと思えます。また、業務量の増加が見込まれる部署につきましては、職員の増員を行う必要も出てきます。ごみ処理の統一化に伴いまして、職員をその時点で、雇いどめ、整理解雇するようなどいうことはございません。

なお、民間に委託していく業務につきましては、業務量に見合った委託契約を行うこととなりますので、収集等の民間現在も委託しておりますが、その業務内容を見直し、変動がある場合には、発注する前に事前説明を行っていくということになります。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 雇いどめなりはないということですが、町からの出向者につきましては、保障されてますから関係はないんですが、雇用主が広域連合ということであれば、身分は団体職員であると。現在団体職員であるわけですから、労務管理は大丈夫かなという気持ちはあります。けども、その民間委託となればですね、やはりプロパーの方の雇用継続とですね、そのプロパーの方の雇用継続っていうんか、処遇について、非常に心配なんで、民間へ全部行ってしまうというようなことがどうかなということで、心配したわけです。広域連合の職員としての、プロパーさん。その人たちが民間委託になった場合に、民間企業になった場合に非常にその処遇面で落ちるんじゃないかなという心配をしとるわけです。そういう心配はなくなるということで理解したらよろしいですね。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） そのとおりでございます、香肌の広域連合のほうの民間委託というのは、先ほど申し上げました焼却、可燃ごみの部分のごみの処理になります。ほかの不燃、それから資源ごみのリサイクル等の処理、これについては、自前で処理するということになりますので、ここら辺の業務は、そのまま残るわけです。ですので、事務のほうの職員もそれに応じて引き継ぎ継続した形態で雇用が必要になるかと思えます。

また、事務所内の中でも、年齢によりまして、現業の方が装置等の機械操作等に当たっていただいている方がいるんですけども、これらの方も、例えば6名いる中で、平成36年には5名の方が定年を迎えられるということになりますし、また、分別の現場での作業の非常勤の方5名見えますが、そのうちの4名が39年では定年を迎えられるということでございます。ここら辺も定年を迎えられる方の調整もしながらですね、職員の管理のほうを進めていきたいということになると思えます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） ありがとうございます。定年っていう自然的なものは仕方がないんで、1人でも雇いどめがないような形で、やっていただければありがたいと思えますので、お願いしたいと思えます。

③項目目に行きます。

発電事業終了後の約10年間、ごみ処理を民間委託するということでございます。その間に広域連合は、ごみの広域処理態勢を協議していくことになっていきます。1つは松阪市へのごみ処理委託。1つはRDF処理の継続。1つは新施設の建設、焼却施設だと思えますが。それから1つはそのまま民間委託、という手法があがっております。この中の実現性はどうか、お伺いしたいと思います。4つのうちの1つであろうかと思えますし、また、別な方向性が出るのかどうかというのはわかりませんが、こういう連合長の発言が、私

は新聞でこのまま書いたわけなんです、そこら辺の実現性をお聞きしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町民環境課長、高山幸夫君。

○町民環境課長（高山 幸夫） ③つ目の質問について、お答えさせていただきます。

いずれの方法につきましても、それぞれ課題がございます。

まず松阪市へのごみの受け入れの委託についての働きかけでございますが、松阪市のほうの施設の設計上がですね、日量 200 トンというようなごみ処理施設になってございますが、これが、こちらのですね、香肌広域連合なり多気のほうのごみの処理量はその処理能力に見合う余裕があるのかどうかといった問題ですとか、また、松阪市のほうにごみの処理を委託するっていうことであれば、こちらおごみを持ってくに当たりまして、地元の同意が得られるのかどうかといったような、いろいろな課題があると思われまして。

そして、R D F 処理の継続につきましてですけれども、こちらにつきましては、受け入れ先等が非常に限定されてきておりますし、前の質問にもお答えさせていただきましたとおり、全国的に R D F の処理が終息に向かいつつあるというような傾向がございます。そういった処理を引き受ける先も限定されてきますので、これも課題があるということです。

それから、新施設建設につきましてですけれども、小規模の焼却炉に対する補助金というのがございません。香肌ですと今現在、計画では日量 44 トンの施設になってございますが、旧飯南・飯高町の分が減りました関係もございまして、ごみの投入量が減りました。現在は、20 トン程度、日量の処理をしてございます。2つの炉を交互に動かしてるような状況でございます。そういった施設処理量に対して、補助制度がなかなかないということでございます。あと、自前でそういった施設をつくっていくことになると、費用負担が非常に大きくなるということの課題。

それからR D Fのほうのごみ処理の民間委託につきましてですけれども、広域連合で焼却部分の委託をするということになりますと、年間で、こちらも試算ですけれども、現在3億960万円程度の費用が見込まれるというような試算も出てございます。

いずれにしても、これらの選択肢の中からですね、より良いですね、経費負担も少ない最善策というのを検討して、協議いただいて、しているところでございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） まあいろいろと課題があります。一概にこれがいいっていうことは言えないんでしょうけども、松阪市の收容能力がないとかですね、住民の同意が得られないっていう松阪市の意見がございまして。一概に言えませんが、私としては、松阪市への処理委託を依頼するのが一番合理的かなというふうに思っております。これはまあ広域連合という、多気町長は広域連合長ですから、多気・大台・大紀町の3町ユニットであります。ですから、ユニットが解消するっていうのは非常に難しいかとは思いますが、ユニットを解消して、多気町単独ですね、松阪市と交渉するっていう手法かどうなんでしょうか。これはもう仮定本位な提案なんですけども、連合体、ユニットの、大台・大紀町の町長さん怒ってくるかもわからんですけども。いかがですか町長。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） すいません、期待される答弁を思ってみえたかわかりませんが、仮定の話なのでお答えはできません。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） たぶん回答は得られないかなと思いますけども、私は個人的には思っとるわけございまして、そういうことになれば、松阪市の収容能力もあると。これは3町ユニットでボカッと持ってくのが収容能力がオーバーするというようなと私は考えとったもんですから、そういうユニットを外してっていうのがですね。これは連合体ですんで、非常に、と思います。

この④番目に通じる質問の関連何ですけども、④項目に入らせていただきます。

県内RDF施設のある設置主体は、多気の香肌奥伊勢資源化連合、それから紀北町、紀北町は2カ所なんですけどこれは紀伊長島と御浜町がつくってること、合併によって2カ所になつとるんですけど、伊賀市、それから南牟婁清掃施設組合、それから桑名広域清掃組合の、現在5事業主体でございます。桑名は焼却施設の新設でRDFから撤退ということでございます。南牟婁清掃組合は、中部電力尾鷲火力の跡地に南地域の4市町がつくる広域ごみ処理施設、2023年稼働目標ということで、に移行するのじゃないかなと思われまして。そうなるに残るのは奥伊勢広域連合と伊賀市、紀北町の3設置主体になると。今後企業庁がRDF発電事業終了とするということで、販路がない限りつくることができないわけでありまして、今の施設をまた潰すということももったいない話じゃないかなというふうに思います。RDFの行方っていうのが、継続してっていうのができないのかどうか、わかりませんが、そこら辺の、RDFという部分のいわゆるペレットですよね。ペレットのその製造っていうんか、ペレットをつくるっていう考え方、町長は何かお持ちですか。今後の方向性っていうか。まるっきりRDFはだめなんだというような考え方なのか、それともちょっとぐらいそのRDFの光があるのかという部分をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今のところRDFが処理できるっていう見込みがありま

せんので、今そういう検討段階へは入っておりません。今一番、私の思いますのは、今議員おっしゃられたような、方向ですな。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 質問が前後するようで申しわけなんですけども、現在環境省もですね、RDFの価値を結構見直してるというような情報も書いてあります。発電効率は平均12%に対して、熱利用すれば80%にもなるということになると。例えばですね、そのアクアイグニスにリコーが木質バイオマスプラントで温浴施設、いわゆる薬草の湯に給水するんだということで、町長協定を結ばれました。そこら辺のプラントの燃料をですね、RDFにするという、これはもう完全な分別が必要だと思いますけども、そのペレットをですね、燃料で稼働するよう、申し入れるっていうことはできないんでしょうか。そういう働きかけはできないんでしょうか。リコーはバイオマスっていう形での設置っていうことなんじゃないでしょうか。そこら辺の燃料をRDFのペレットっていうんか、でやっていただければ、その施設がそのまま使えるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺の考え方はいかがでございますか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 企業さんのほうで使われるかもしれないと言われるRDFも、今の私どものところで製造してますペレットがそのまま活用できるかどうか、それは水分量とか、それから乾燥の度合いとか、やり方も中身違いますので。私のほうで今お答えするところはありませんけども。もしそんなんができるのであれば、いいかなと思いますけども、全く今白紙の状態であります。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） これは企業さんの方針ですし、そういう申し入れができるようなことであれば。小片野の三重エネウッドっていうところは、もう1つ

バイオマスのあれがつくって、樹脂とかいろんなものを活用しとるというような発電の施設をつくりました。そこら辺のそういうような部分もですね、このRDFは非常にダイオキシンの関係も、燃やしたらあるかと思うんですけども、そういう関係も見据えて、やらなければいけないと思うんです。だけどその樹脂とか何とかっていう効率の悪いやつも、バイオマスに使えるというようなあれが出てましたので、そこら辺も勘案していただいて、そういうのを働きかけてもらったらどうかなというふうに思っただけでございます。

それでは2項目目に入ります。「知的障がい者の職親制度について」でございますが、職親制度は、知的障害者福祉法第16条第1項第3号に知的障害者の援護を福祉の措置として規定されております。そして、その福祉の措置として「知的障害者の援護を職親に委託すること」と職親への援護委託制度が規定されております。さらに本町におきましても「多気町知的障害者福祉法施行規則」によって「知的等障害者親権委託事業」として実施されております。そして、事業予算をみますと「職親委託料」として26年度決算3万6000円、27年度決算60万円、28年度決算72万円、29年度、30年度予算それぞれ72万円となっております。

この制度は、障害者がもっと「働ける社会」に、いわゆる「福祉から雇用へ」一般就労へ移行することを目的とした「就労移行支援事業」であり、福祉側からの支援制度が講じられているわけでございます。

そこでこの事業について次の項目についてお伺いいたします。

①つ目でございますが、平成26年度から職親になっている事業所の件数と業種をお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 議員の①つ目の質問にお答えいたします。

平成26年度から職親になっている事業所の件数と業種でございますが、職親登録簿により2事業所ございまして、1件は介護関係の施設でございます。

清掃等の業務でございます。2件目につきましては、畜産等の業務でございます。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 介護と畜産っていう形ですが、この職親になっていただく方の開拓はどのようにされてますか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 開拓っていうか、障害者の方の本人が働きたいっていう意識がありましたら、職員が町内のほう出向いて、そういう事業所やととるところを一生懸命探すようなスタイルをとっております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） ていうことは、その障害のある人の本人から、こういうところで働きたいということで、初めて動いていただくということですね。

職親制度っていうのはまだまだ社会の人には知られてないと思っております。そういう現状かなというふうに私は思ってるんですけども、その何ていうか、皆に知ってもらおうっていうか、社会に発信する努力が必要ではないかと思っておるわけです。多気のなかなかその知的障害の方の入り込みっていうんか、あれは、介護、畜産っていうかそこら辺の業種っていうか製造業はちょっと、難しいことはないんですけども、そこら辺が多気の中では難しいかなっていう気はしますんで、その発信する努力っていうんか、開拓していただく努力っていうのが、やはりお願いしたいなというふうに思います。

②項目の質問に入りますが、平成 26 年度から職親に委託している障害者の等級及び人数を伺いたいと思っておりますがいかがでございますか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ②番目の質問にお答えいたします。

障害者の等級及び人数でございますが、知的障害者のA2重度の方と、それと発達障害の方2名でございます。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 知的と発達障害っていうことですが、これは療育手帳」発行されてる方だと思いますけども、知的の重度A1の人かなと思うんですが、発達障害の程度はどんなもんですか。その重度、軽度なんですけども。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 発達障害の今働いてみえる方、1級から3級までございまして、ちょっと今のところ把握しておりません。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 発達障害は非常に独自の手帳がありませんから、療育手帳なり精神障害保健福祉手帳の基準に合致したっていう形で、該当する場合その手帳を交付されるわけでありますから、そこら辺はあれですけども。

次の質問に入ります。

職親への委託期間、訓練期間と申しますけども、この給与等の支払い状況を伺いたいと思います。これは2件かな。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ③番目の質問にお答えいたします。

職親への委託期間、訓練期間ですが、と給与等の支払い状況ですが、契約期

間については、基本1年で実施していますが、状況により再契約する場合もございます。長期間利用してみえる、障害者の方については、障害の特性として、環境の変化に適応することが、苦手なための長期利用となる場合もございます。給与等の支払い状況については、支払いはちゃんとなさされております。しかし給与内容につきましては、個人情報にも関連してくると考えており、答弁は控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 契約は1年ですけど、長期の場合もあるということがございます。やはり職親っていう部分は、私は長いほうがいいかなというふうには思います。だいたい3年ぐらいがいいんじゃないかなっていう気はします。国の助成金なりなんなりは、1年半とかですね、1年という職場適用訓練っていうのがあるんですけども、そこら辺は1年半とか1年っていうのが主なんですけども。そこまでは短いなというふうに思っております。3年ぐらいが重度っていうんか、知的障害者の方ですと3年ぐらいかなっていう気はしております。ですから長期っていうのがどれくらいかわかりませんが、なるべく雇用につながるような形でしていただければなというふうに思っております。

④番ですが、職親終了後の当該障害者の就労働向をお伺いしたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） ④番目の職親就労後の当該障害者の就労働向ですが、残念ながら一般就労につながったケースは現在ありません。ただ、現在も職親を継続し就労していただいております。

障害者の方が、職親を利用して就労訓練していただく。また、職親での就労から一般就労へ移行していただくには、行政といたしましても、本人、家族等の意思疎通が大事であり、希望を的確に聞き取り実施していく必要があります。また就労された場合でも、離職というケースも多くあると聞いておりますので、

慎重に進めていく必要があると思いますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 障害者の雇用っていうのは非常に難しい。

本来は福祉から雇用っていうのが本来こういう支援があって、初めて生まれるんですけども、最近障害者の労働力を活用する農福連携っていうのが県内でも広がっている様子なんですね。福祉事業者が農業に参入してくるといって、普通の一般企業でも農業に参入するケースが年々ふえてきております。農福連携全国都道府県ネットワークっていうのが鈴木英敬知事が会長で就任されてますので、今後農業と福祉の連携の姿っていうのが非常に三重県は深まってくるんじゃないかなというふうに思っております。ましてや多気町は農業の町ですから、そこら辺はやっぱし、ましてや福祉事務所っていう非常に町では初めての福祉事務所も置いてますから、そこら辺はやっぱしきっちり能動的にですね、活動していただきたいというふうには思っております。

福祉サイドからそういう障害の持ってる方の雇用対策もやはり協力していただいて欲しいなというふうに思っておりますのでございます。

多気の、今、継続支援A型事業所はないですから、B型で福祉作業とか授産所っていうのでやってるところですから、雇用っていうのがなかなかつながらないということになってますので、無理なんですけども、参考に申し上げますと、平成30年5月29日、ハローワーク松阪所におきまして、仕事を探している知的障害者の方は26人。多気町住民で仕事を探している人はその中で、知的障害者1人。精神障害者の方は、松阪管内では90人なんですけども、多気では4人。身体の障害者は128人いるんですけども、多気町は8人ということで、障害の持ってる方の求職登録っていうんか、仕事をしたいっていう探してる方は13人みえます。そういう人もおりますので、そこら辺はやっぱし、能動的に動いていただいて、そういう雇用という形にですね。彼らも税金を払いたい

ってという感覚がありますから、そういう形でお願いしたいなというふうに思っております。

答弁よろしいですけども、お願いしたいと思います。

⑤番目へ入ります。

職親制度とは違いますが、障害者関係ということで、平成 30 年 6 月 1 日現在の町長部局、町長の障害者の雇用率を伺いたいと思いますのでお願いしたい。よろしく申し上げます。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

総務課長、森川直昭君。

○総務課長（森川 直昭） 該当します雇用率は、3.01%でございます。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

山際照男君。

○5番（山際 照男） 国・地方公共団体は今年から、2.3%っていうことでございますので、3.01 っていうとオーバーしとる、まあ優秀かなというふうに思われます。40 人の職員に 1 人は障害者を雇用しなさいということでございますので、今後また来年、3 年以内に 0.1%増えるということになりますので、そこら辺もきちっとよろしくお願いしたいと思います。

時間的にあれですので、民間企業も結構、地方公共団体も 1%引いて 2.6%になるわけで、3 年以内っていうことで 38 人に 1 人という雇用義務になりますので、それらを想定しながら 1 つ障害者雇用に力を入れていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村 茂） 答弁はよろしいか。

○5番（山際 照男） 結構です。

○議長（西村 茂） 以上で、山際照男君の一般質問は終わります。ここで昼食のため、休憩といたします。午後は 1 時からということですのでよろしく。

（ 12 時 00 分 ）

(13 時 00 分)

(4 番 木戸口 勉幸 議員)

○議長 (西村 茂) それでは、午前中に引き続きまして、再開をいたします。

5 番目の質問者、木戸口勉幸君の質問に入ります。

4 番、木戸口勉幸君。

○4 番 (木戸口 勉幸) 4 番、木戸口です。それでは、ただいまから一般質問をいたします。

私は、総括方式で2点の質問をさせていただきます。まず1点目は、農業の人手不足に対応できる農業人材バンクについて。2つ目が、高齢者の就労機会を増やすことについて。以上2点であります。

まず1点目であります。

一定規模以上の稲作農家、果樹農家、施設農家は、今もそうではありますが、これから少子化と高齢化でさらに人手不足が進むものと考えられます。

以前は第一次産業である農林水産業では、人手不足などは考えられなかったわけですが、今や地方では都市部への人口流入と後継者不足で農業離れが進み、残った農家も高齢化で農業をやめてしまうことが考えられます。

全てがそうと言えませんが、農作業の人手がいるのはほとんどが収穫期であります。収穫期に高齢化や労力不足になりますと経営縮小するか、またやめざるをえないということが考えられます。

そこで慢性的な人手不足を解消する1つの手立てとして考えられるのが、農業専門の人材派遣が必要になってくるというふうに思います。今や第二次産業の雇用ではいろんなニーズに合わせた雇用形態がありますが、こと農業となりますと、専門の職業だけに雇用する側では日々の栽培管理、収穫作業のノウハウやコツも心得た人が農業の人材として必要であります。働く人も雇用する側も相互でわかり合うことで、多くの雇用機会が生まれてくるものと思われま

このことは今後の担い手の支援と規模拡大に大きな役割を果たし、多気町の

新しい農業システムを構築する上で、重要な施策の一つであると考えます。町長の所見をお伺いをいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） それでは、木戸口議員のご質問に私のほうからお答えをさせていただきます。

ご質問の中にありますように、農業も含めてそうでありますけども、多くの産業関係で、人手不足っていうのが今言われております。ほかの議員さんのときにもありましたけども、企業さんへの雇用という面でも、昔は違ったんですけども、今は売り手市場っていうことで、なかなか人手が集まらない、そんな状況であります。特に議員おっしゃられたように、農業で繁忙期に人が要るといって、その期間だけの雇用となりますと、かなりこういった組織・人たちにお願いをするかというのも難しい部分があります。今町のほうでは、若い新規就農者の人たちに寄っていただきまして、先般も若手就農者に寄っていただきまして、それぞれの皆さんのご意見を聞かせていただいて、これからの皆さんの取り組んでいただいている農業について意見交換等もしていただきまして、取り組み、どうしていくかということもなつたと思います。

現在、町のほうでは、もう一方でシルバー人材センターのほうにも、今働きかけをさせてもらっておりまして、そちらのほうからの人材派遣がしていただけないか、こういうことでお願いをしております。

シルバーさんにつきましては、昭和 62 年に社協のほうで事業をスタートしていただきましたが、その後平成 19 年に社団法人、24 年には公益社団法人になっていただきました。また、町のほうからのお願いも受けていただきまして、平成 29 年からは派遣事業というのにも、取り組みをしていただいております。もともと求めておみえになる理念っていうのが、高齢者の方の自主自立と協働、それから共助っていうことで、皆で助け合おうという理念のもとに皆さんやっております。

今議員おっしゃられたように、これからシルバーさんに求められるのは、もう一方では、やはり技術はある程度持ってもらうということも必要になりますので、今いろんな形で研修制度も取り組まれておりますが、これからそういう形で、柿の剪定であったり、伊勢いもの搬出であったりとか、そういうのも入ってくると思います。これからいろんな形で取り組みを広げていただければと思いますので、こちらのほうに期待も大きくかけさせてもらっているところでもあります。なかなか1個1個引っこ抜きっていうか、それで人を頼む人がなかなか難しいときでありますので、できるだけ組織を使わさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） それでは、再度お聞きをいたします。

町長の言われるシルバー人材センター、よく理解をいたすわけではありますが、これも私の思い付きではなしにですね、いろんな農家の方とお話をして、今日に至るとるわけではありますが。

冒頭にも申し上げましたようにですね、一定規模以上の、いわゆる農業で専業農家としてやっていこうという強い意志のある農家の方はですね、どうしても、やっぱり収穫期に相当な人がいる。それから、いわゆる植え付け時期とか、そういう一定の期間ですね、そのときに大変人手がいるわけですね、多くの人には要らないわけですが。

そこで先ほども申し上げたようにですね、いわゆる収穫期にノウハウを持った人、これは要するに、人材センターへ頼むっていうことは、いわゆる農家側にとってはなかなかできないという実情があつてですな、っていうのは、どんな人がみえるかわからんし、やっぱりお任せをするっていうことにどうしてもなつてきますんで、その辺をですね、やはりこう個々に話を聞きますと、なるほどそうだなというふうに思うわけであります。

1つの例を取りますと、私もやっております柿であります、柿はやっぱり収穫期はやっぱり専門的ないわゆるノウハウを持ってないと、いわゆる収穫をして、それをそろえて、それから出荷に至ります間っていうのは、全くの、要するに今日来て、直ちにこれをやってくれんかっていう人には、ちょっと仕事は向いておりませんので、やはりそのかなりそういうことを承知をしてですな、言い方は変かわかりませんが、かなり熟練をした人が要求されます。っていうのは、農家はかなり年齢的に相当上がってきて来ておりまして、75以上とか80に近い、それ以上の方もかなりおみえになります。そんな中でですね、実例的には、急にその年間を通じて管理をするわけですが、その収穫期にどうしてももう人がないということになりますと、何とかせなあかんわけですが、そんな時は、一言で言いますと、どここのいわゆる園へ行ってですね、それを全て、1から10までお任せをして、全部やってくれる人が一番理想的なんです、そういう人に是非お願いをしたいというのが、考えとして私はあるなというように思いますし、実例的にもそんなことなんですわ。それはもういろんな場で話も聞いておりますし、そういう例もございます。そうなりますと、急に誰かにお手伝いをしてくれっていうわけになかなか行きませんし、経費は当然掛かるわけですが、そういう面ですな、やはりそういったいろんなこの農作業のノウハウを持った人にですね、お願いをするには、やっぱりそういう人がもう研修する必要ないわけですが、初めての人は研修期間も必要です。ですからそういう人が、こう頼める状況にあるっていうのが、何人かのグループで、人材バンクというふうに書いたわけですが、そういう大袈裟なことやなくしてもですな、グループ的にあって、そこへ気軽にお願いをするっていうのができたらなというふうに私は思いますし、そういうような要望もたぶんあるなというふうに私は思います。ですから発展的には大きくなって、それが要するに今やっております大きな組織として、大きくなれば、これはもう言うに越したことはないんですが、とりあえずはそういう形がつなぎとして、できないかどうか。農業はすぐにそういう形で、対応できるようなことができればですな、やっぱ

り農業として、また、やれるというまた気力も出てきますし、そういうことが必要だなというように思います。

町長、これはですね、やはりこの特産品対策として、伊勢いももそう、果樹の中の次郎柿もそうなんです、だんだん面積が減ってしてくというのは、もう昔以前と違いまして、だんだんこのする人がなくなってととるっていうのが、現状やなというふうに思うわけでありまして。長くなったわけですが、そういうような人をですな、グループ化して、頼んですることができやんか。っていうのは、直接頼んで、こんな人が来てほしいなって言うても、なかなか直接お願いするっていうたら、もう断られることがもう頭にありますんで、なかなかそういうことにはならんような気がするわけでありまして、中間的にそういう組織ができればですね、もっとう農業振興と第1次産業が持続継続していくもとになるんじゃないかなというふうに思います。

そういうことの中で、その人手不足、労力不足がさらに進みますと、どんどんいわゆる栽培面積も減って、それで第1次産業が衰退してくんじゃないかというふうに思います。

長くなりますが、水田農業もそういった部分がかかり聞いております。ですからそういったいわゆる農家側のニーズに合ったような形がこう何とかうまくできないもんかなというのが、私は思いましたので、今回こういった形で、人材バンクというように書いたんですが、書く場合はこういう表現になったわけですが、そういうような趣旨で質問をいたしておるわけでありまして。これについての認識をですな、さらにもう一遍町長のほうからお伺いしたいというように思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） ちょっとはじめにも申し上げましたように、今町のほうでは、それぞれの例えば柿部会の部門であるとか、伊勢いも部会の部門であるとか、またイチゴはイチゴでありますけども、そういったところで、そういっ

た仲間の人たちの連携を図ってそこで暫定的にはやらんことには、ちょっといきなり例えば久保が来てやれとか、伊藤が来てやれとか、なかなかできやんと思いますので。

もう一方では、人材センターのほうへお願いしてますのは、例えば、普及所の人たちに指導してもらって、その人たちに行ってもらおうという方法も1つの方法だということで、そんな取り組みをさせてもらっております。

私のちょっと足らん部分については、また農林課長のほうからお願いします。

○議長（西村 茂） 農林商工課長、達武彦君。

○農林商工課長（達 武彦） すいません。それでは私のほうからですね、ちょっとお答えをさせていただきます。

議員言われたとおりですね、大変農作業のノウハウにつきましてはですね、それぞれの経験が培ったですね、得意な技術があるということでございまして、特に言われたとおり、収穫作業につきましてはですね、大変な労力と、それから気遣いが必要なわけでございます。

確かに離農される方がふえてですね、柿もやめられるような方がふえてきております。当然その中にはですね、そういうノウハウを持ってみえる方もたくさんみえるということでございまして、そういう人材をこれからどのように活用してくかということは、今からの課題であるというふうには認識をしております。

ただ、町長が言われたとおりですね、その人材センターのほうですね、シルバー人材センターのほうを活用して、そういうところへ情報を集めてですね、どういう人材が要るのか、どのような作業ができるのかっていうような情報を集めまして、それを活用すると。当然シルバー人材センターのほうで雇用されますとですね、労災とかそういう面で、安心して働いていただけるような環境もあると思いますので、そういう情報を集めて、依頼するほうの農家とのマッチングをしていくというようなことがこれからの課題と考えております。今年の柿のプロジェクトのほうでもですね、そういうことを課題にあげて、解決に

当たりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） 答弁ありがとうございます。

人材センターっていうことになると、結局年齢的にはですね、自然と60歳を超えた方が中心になってくるということではありますが、今後の方向性としてはですね、やはりその農業っていうのは、確かに専門的なことがありまして、一度経験をしてしてかんと、なかなか全くそういう経験なしに、いきなりその派遣されて、その仕事が全て、単純的な仕事をのけてですね、専門的なことになると、なかなかそうはいかないということは、承知をしてみえるというふうに思うんですが。

いきなり今日質問して、そういう答えはおそらく難しいなというふうに私も考えてはおりますが、やはりこれは大きな課題でありますんで、やはりそのこれから先ですね、こういう方向性っていうのは、是非必要でありますんで、この農業先進県へ行きますと、非常に人手というものは、かなり若い層が入りまして、それでかなり大きく収益性も上げながらですね、営農しておるという事例が数多くありますし、私も産業課に所属をしておりましたときについてはですね、視察はこういうこともかなり視察してきて、今にそれがずっと残っておるわけですが、規模拡大をして大きくして、それから、一次産業をのばしてくことになると、家内だけでは絶対不可能でありますんで、一番働き手の50代前後とかいう人が、まあ女の人中心になるわけですが、そういった人がかなり人手として、多くの人が働いてみえるというのが今も鮮明に記憶として残っております。話も聞かせてもらっております。そういうことで、かなり大きく成功したり、農業が進んでおるなというふうに思っておるわけですが、そういうことでありますので、今後の展開としてですね、町長にこれをお聞きをして、十分考えていくという答弁をいただきながらですね、今後の展開を期待をして、その答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今木戸口議員言われた、その若手の収益上げとるっていうのは、それはもう多気町の中でも、若手就農者の中にはそういう方もおみえになりますので。

ただ、議員の一番はじめの質問の中身は、忙しいときにやってくれる人を、っていうことになりますと、これはもう一時的なものになりますので。それで収益なかなか上げることができませんので、私のほうの答えとしては、派遣制度で、たとえば、一時的に来てくれる人っていうことになりますので、ちょっとそういうお答えをさせてもらったんですけども、今議員おっしゃられたように、これからこういう農業に取り組む人についても、いろんな仕事ができるように。一番はやっぱりさっきも言いましたように、これから高齢者ふえますので、多気町の高齢者支援にもつながりますので、人材派遣を私はちょっと話させていたいただきましたので、これからの一時的な仕事の応援となりますと、そういうところの活用ということになる、という答えに代えさせていただきます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） はい、わかりました。ありがとうございます。

それではこれ1番は以上で終わりたいというように思います。答弁の中で私もそのつもりで今回質問をいたしておるわけですが、1番はある意味高齢者ではなしにですね、若い人、若い人っていうたら語弊がありますが、60歳前後までぐらいのことをちょっと想定をしながら、考えておったところでございます。各戸の中でですね、そういった余剰労力があってノウハウは持ってみえる方。それから農業に精通された方がかなりみえますんで、そういった人を対象にですね、私はお話をさせていただいて、質問させてもらったところがあります。

それではもう1番はこれで終わらして、次へ入ります。

高齢者の就労機会を増やすことについて、であります。

次に高齢者の就労機会を増やすことについての質問をさせていただきます。

政府の調査によりますと高齢者の働きたい割合はですね、65歳まで働きたいというのが20%、70歳までが20%、75歳までが5%であります。さらに、体が動く限り働きたいという方がですね、37%あるという調査結果であります。

このことはですね、特に地方の中山間地域ではよくわかるような気がいたします。今や平均寿命は男性は80.75歳、女性は86.99歳。これは一番直近の統計的なデータであります、世界一の長寿国であります。70歳以上の42%の人が働きたいと統計上にあるようにですね、働くことが人生の生きがいになって、そしてひいては医療費の削減につながり労働人口減少の歯止めになるのではないかというふうに考えます。

高齢者の就労は代表的なものとして、シルバー人材センターが活発に動いております。一方で、65歳くらい以上の人たちの高い専門性や特殊能力を持った人への就労の場も必要でないかと思えます。

それぞれの人が持つ能力や経験を生かした付加価値の高い仕事をして、仕事に見合った報酬を得ることが生きがいになり、健康づくりになると思えます。このことについて現状認識と所見をお伺いをいたしたいと思えます。この中には、農業の含まれております。

第1回目の質問を終わります。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） それでは議員の2つ目の質問にお答えいたします。

65歳以上の人たちの高い専門性や、特殊能力を持った人への就労の場ということですが、現在行政がかかわっている団体に、先ほど議員が言われたシルバー人材センターがございます。

人材センターでは、11種の職業に分類しておりまして、その中に専門的・技

術的職業に分類されているものがございます。その職種は、大工業・左官業・塗装業でございます。29年度の専門的・技術的職業に分類された職業の実績といたしましては、延べ人数ではありますが、56人でございます。

人材センターでは、会員は60歳以上の方の登録ということで、現役並みに大きな仕事や、危険を伴う仕事の依頼は、事故の危険性もあるので、お断りしているようでございます。

また、能力や経験を生かした付加価値の高い仕事をし、見合った報酬と云うことですが、人材センターでは、専門的・技術的職業には、内容により加算をつけて、時間給1,500円で実施し、11種の職業の中では最高でございます。

シルバー人材センターについては、以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4番（木戸口 勉幸） シルバー人材センターの状況を今課長のほうから聞かせてもらったんですが、この件についてはですね、どうしても高齢者っていうことになると、健康福祉課になりますんで、シルバー人材センターは、私もある程度承知をしております、今お答えの中でありました、大工、左官業をされとった方56人みえるということですが、これは初めて聞かせてもらったわけですが、全般的にですな、シルバー人材センターをこう考える中で、こういった高齢者の就労機会をふやすことについての考え方をお聞かせを願いたいと思います。その今確かに答えは現状はこうなんやって言われますんですが、町としてですね、シルバー人材センターを活用する中で、こういう機会をふやすことについての考え方をですな、今の数値だけやなしに、聞かせていただきたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 雇用機会をふやすと言いますか、今現在シルバー人材センターにもかなりの申し込みがあるようです。ただ、登録されとる方

が今現在 166 人ぐらいみえまして、こう回しとるんですけども、実際に全部受けるような状態ではないってということで、この前 7 日に総会がございまして、会員をもっとたくさんふやしたいんやということで、いろいろロコミっていんか、来てもらた方に誘ってもらうっていうのが一番効果があるみたいなんです。なにかにチラシ出したりなんやかするより。それで一生懸命増やしていきたいということで、町におきまして、雇用の場ということで、実際に直接携わってません。シルバー人材センターのほうではいろいろ会議とか何やかには出させてもらってますけども。

ただ、本当にシルバー人材センターの事務局の方 3 人みえまして、そこら辺を一生懸命やっていただいております。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

木戸口勉幸君。

○4 番（木戸口 勉幸） ちょっと確認をさせていただきたいんですが、課長のお話ですと、いわゆる人材センターは 160 数名が登録されとる。ただ、いわゆるもっと来てほしいんやという人がもっとあって、人が足らん。いわゆる人材センターの人が足らんというふうに解釈していいわけですか。それとももっとさらに相当な人数がもっといるんやという現状なんかどうか。それだけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

健康福祉課長、北出博人君。

○健康福祉課長（北出 博人） 今住民のニーズっていうか希望に応えるだけの会員さんがみえないってということで、その中でも今回、去年ですか、請負業者だけじゃなくて、派遣業ができる資格も取られたみたいで、命令系統がその派遣されたところに命令系統がいくもんで、職種でいくと、ドライバーとかそういう方たち、それで会社への雇用については、そちらのほうで命令系統ができるようにもなって、そっちのほうもかなり伸びとるみたいでございます。

そやで結局はシルバー人材センターとしては、まだまだ大きくしていきたいという希望であると私は思っております。

以上でございます。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

○4番（木戸口 勉幸） 以上で質問終わります。

○議長（西村 茂） 以上で、木戸口勉幸君の一般質問は終わります。

（9番 松浦 慶子 議員）

○議長（西村 茂） それでは、6番目の質問者、松浦慶子君の質問に入ります。

9番、松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） 9番、松浦慶子です。よろしく願いいたします。

私の質問方式は、総括でお願いしたいと思います。

質問事項は2点。1つ目、企業誘致施策による波及効果をどう考えるか。2点目、自家用有償旅客運送制度について。この2点について質問させていただきます。

国会において、2007年4月に成立し、同年6月からスタートした「企業立地促進法」は、これまでの国主導の企業立地政策とは異なり、地域が主体となって、地域経済の発展と強化を目的とし、国がその地域の取り組みを支援することを特徴としています。

その後、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につながっていくわけですが、この総合戦略では、地域の特性を踏まえた雇用戦略を地域で展開できるように、企業の地方拠点強化税制など国と自治体が連携して、企業の投資を促進させ、自治体への雇用と税収をもたらす効果が期待されたものです。

そして昨年、「企業立地促進法」は旧法となり、新しい法、新法「地域未来投資促進法」に改正されました。この背景には、政府の見解ですが、企業収益や雇用は好調な半面、製造業の設備投資が減少し、これまで地域経済を支えてきた製造業の新規立地は低迷している、また非製造業は大都市圏にビジネスと

投資が集中したことが挙げられる、このため、地域経済の好循環は実感されにくくなるとの考えです。

新法「地域未来投資促進法」の狙いは、地域が自律的に発展していくために、地域の強みを生かしながら、将来成長が期待できる分野の事業を地域内に取り組むことによって、地域の成長基盤を整えることを目指すことだと考えられています。具体的には、国や県が各自治体の地域経済を牽引する事業者や地域の中核企業を承認し、それによって承認された各自治体と地域経済牽引事業者に対して、予算や税制、金融による支援措置がされます。そして支援された各自治体や事業者による波及効果がだんだん大きくなり、地域住民や地域内外へ好循環がもたらされることが期待できるというものです。

この10年で企業誘致に関する状況が180度変わり、国の法律も改正されました。また、企業の動向や雇用環境、自治体の財政状況も大きく変化しています。本町の企業誘致戦略についても同様だと考えております。町長が企業誘致施策に対して、当初の目的と課題が変化していった過程を踏まえて、今どのような戦略をお持ちなのか、本町の強みは何なのか、また企業誘致施策が本町の住民、または商工会や工業会に対して、どのような波及効果があるのか、その考えも合わせてお伺いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） それでは、私のほうから、松浦議員のご質問にお答えをさせていただきます。

企業誘致の目的って言いますか、どのような目的で町は取り組んでるかっていうことで、今からちょうど二十数年前、シャープの立地を目指したときには、いろんな国の支援策っていうか法律的にもいろんなものがありました。例えば税の優遇措置では、3年間免除というのがあったり、また農林水産省のほうでは、農村活性化構想っていうのがありまして、多くの農地を農地転用を図るのに、非常に有利な取り扱いをしていただく。こんなことによりまして、大型の

誘致に成功もさせていただきました。ただその当時と大きく変わってきましたのが、今の製造業中心から違う方向に、それが今議員おっしゃられました「地域未来投資促進法」この辺にあらわれているのかと思います。

その中で、多気町では、製造業だけではなく、観光も含めて、アクアイグニスってというのがちょうど相まったっていうか、うまくマッチして、立地もすることができました。一番の大きな誘致をした目的というのは、以前から私のほうで唱えております「働く場の確保」っていうことで、町の活性化ということになりますけども、他にも特にアクアにつきましてはこの地域から南側の活性化につながるということで、この頃ひとつの町で企業を誘致して、またその大型の働く場のことをやってくってというのは、なかなか難しくって、これは今木戸口議員のご質問の部分もありますけども、働き手の確保も非常に難しくなりますので、多くの市や町の連携というのがなくては難しいなと思います。今回アクアにつきましては、特にここから南の町の産物も振興の一考になりますし、それから、働き手の場の提供にもなりますし、こういうことをしながら取り組んで行きたい。その目的の1つが製造業からこういう観光型リゾート型の企業誘致につながったということでもありますので、そのときの社会の情勢なども見ながら、取り組みをしていきたいと思います。

しかし、一方では、やはり製造業がなくてはならない。なぜかと言いますと、一番大きな思いって言いますのは、税収でありまして、非常に厳しいと言われましたシャープさんの状況でありまして、やはり多くの設備投資をしていたおかげで、たくさん税収をいただくことになってます。それは、固定資産税の中の償却資産分であります。これは今立地をしていただいております、多くの製造業につきましても、同じであります。

一方で、観光型っていうかそういうのでありますと、なかなか税収のアップっていうのは、設備投資の部分が少ないので、今日本の税制の中の仕組みはそうなってますので、多くの税収を納めていただく部分には若干欠けるといいますけども、それは町の活性化にどの部分につながるとかというのは、それは

また違う見方でやっていかないといけないかと思えます。うまくバランスをとりながら企業誘致に取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

ちょっとこの私の今のこの質問の中にですね、何点か抜けておるところがあるんですが、まず私がこの質問をさせていただいた趣旨っていうのは、いろんな企業の方にはいいんですけれども、一個人の住民の方々の、どうしてこの多気町はこの企業誘致施策をしてるんだというような、あまり住民一人一人に対して、浸透してない。これが私たちに何がこれがいいことがあるんだろうか、雇用っていうことを言われますけれども、雇用はもう本当に先ほどおっしゃったように、売り手市場で自分たち、働く場がないっていう方はおられるかもしれませんが、マッチングでそんなところに働きたくないよなっていうような方々もみえるえわけですね。そこは置いといたとしても、一人一人の住民に対して、これはどういう意味があるのか、っていうところをまず税収が上がるっていうことで、それがいろんな事業や施策に反映されてるっていうのは、よくわかるんですが、そこの部分はどんなふうに町長は考えられてるかっていうことと、ちょっとそこが抜けましたので。あと住民の方に対しての考え、あとは商工会や工業会、今おられる方たちですね、その方たちに対して、これがどう波及効果としてあるかというふうなことを、どう町長として考えられてるかっていうのを、もう一度、再度お伺いいたします。

住民に対して。企業誘致施策が住民に対してどういうことなのか。あとは今おられる商工会や多気町内の工業会、商工会と工業会に対してどういうふうな波及効果を考えられるかっていうのを教えていただきたいです。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 住民に対しては、これはもう特に今住んでいる若い人たちが東京や大阪や名古屋やへ出ていかななくてもいいように。これは若者を少しでもとめようということで、以前中野議員のときやったかな、申させてもらったんですけども、県内っていうか近くの高校の県外へ行く子供たちが今 70～80%と私言いましたと思いますけども、それぐらいで、ほとんどが県内にとどまってくれると。これはやはり住民の人たちに僕はアピールできるのかなと。この辺に企業、働く所があるんで、よそへ行かなくてもええ。ただ、2割3割の人はやっぱり県外行かれます。これはもう学生もそうであります。学校行くのも、そういう形で出ていかれますけども、大きなのはやはり近くのところで住んでくれるということで、この部分は自分としては、大きいんかなと思います。

それからもう1つ、商工会や工業会につきましては、これはもう大きな働く所、それから企業さん、この企業さんは今のアクアも含めて商工関係も含めてですけども、それがあることによって、地元の商工会・工業会も発展をしていくと。特に工業会につきましては、自分は役場におるときに、よく似たことをやって、今の商工会の会長さんをお願いをして、工業会っていうのを立ち上げていただきまして、その後の当時取り組んでおった事業を継続してやっていただいています。これは、町内の企業さん方の連携をすることによって、また町内どうして、それぞれの「俺とこ、こんなことができる」「私の会社ではこんなことができる」っていうのをやりながら、連携を図って、それぞれの企業さんの発展振興にもつながっていくということで、そういう取り組みにつながっているのかなと思います。ですから、こういうことをやらなければ、いくら企業誘致やっても、町の人にわかってもらえないなと思いますので、そういう取り組みをしながら、進めていきたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

若者の雇用っていうふうにおっしゃいましたけれども、果たして何か統計取られたのか、70～80%っていう、ここに残るであろうと言われてる若者たちっていうのは高校生であったりとか、大学をどっかに行かれて帰ってこられた方、それを実際その調査されてるのか。これはどんなふうに見えてきているのか。若者以外に方たちの住民の方たちの声っていうのは、やっぱり「なんでなんやろな、もっとほかにすることいっぱいあるやろ」みたいなことをよく耳にするわけなんです。何が私たちに関係あるのかなっていうような、思いをお持ちの方がおられるので、私ちょっとこれ長々と説明させていただきましたけど、町長のこれまでの経緯っていうか歴史っていうのを、1つずつちょっと整理していただきたいなど。今多気町の強みは何なのか、っていうところも踏まえてですね、再度町長のお考えをお聞かせください。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 数字につきましては、近くの高校の資料から出ております。また必要であれば、お渡しはさせていただきます。

多気町の強み。なかなかこれ難しいですわ、いきなりそうやって言われますと。ただ、企業誘致に関して、多気町強みは何やって言われたら、答えられます、しっかり。1つは、来ていただく企業さんに町は、直接企業さんが携わっていただかなくても、関連団体や関連したところとの協議・折衝については全部町が責任を持ってやります、っていうて私は企業誘致に走り回っております。もう1つは、きれいな水があります。それから、工業団地につきましては、予定される電力は供給きちっとできます。7万5000が来てますので。こういうのはできます。それから特に今、工業団地につきましては今、PRに回ってますのは、バイオマスの発電所があって、そこから出てくる排熱。今違う企業さんはその排ガスを使ってますけども、排熱が活用できると。ユーグレナさんはその排ガスを使われるっていうんですけども、そういうことも今PRをさせてもらっております。もう1つは、非常に地盤的に安定したところなんやと。近

くの町で震度1が出てもうちは出ませんと。それぐらい、下が花崗岩のところが多いで。そんなPRをさせてもらっております。ただ、人につきましては、ある企業さんから「人は大丈夫ですか」って言われますと、シャープのときもそうでしたんですけども、シャープのときは3,000人から言われましたんで、うち無理ですと言いました。その代わりに全国で人を集めてくれと。そんな話をしたんですけども。今、議員もおっしゃられた、私も言いましたけども、売り手市場で非常に人材的に厳しい部分がありますので、うち人はどんだけでも出せますっていうのはよう言いません。今ちょっと方向転換してますのは、働く場の確保って言いながら、多くの雇用をあまり求めない企業さん、例えば四、五十人程度のところでないと、もう何百人、何千人になってきますと、なかなか難しいなというところがあります。ちょっと気になるところです。ただ、アクアイグニスについては、よく聞かれてますと思いますけども、1,000人前後の雇用をって言われますので、ただこの部分については、パートが多いかなと思いますので、またこの部分については若干ずれると思います。そんな状況です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。

強みっていうことを今おっしゃってくださいました。だからその強みを考えるとですね、そのターゲットがかなり絞られてくるっていうふうに思っております。この施策っていうのはいろんな日本全国のいろんなところでされてるような施策でございます。そこは各地域で競合してしまうわけなんですね。だから、あまりほかの地域と同じような強みをおっしゃるとですね、なかなかこれが進んでいかないっていうふうに私は考えております。もっと違った強みを考えていただきたいなっていうふうに思っております。

企業誘致っていうのは、これまでは自治体と企業側、どちらも何かいいことがないと、やらない施策だし、来てくださる企業も、立地奨励金だったりとか、

半島振興法なんかの均一課税だったりとか、そういうふうな税収面でメリットがあるんだらうということで、自治体もそれによって、投資の償却資産の税収であったりとかがふえるという、それによって、多気町が活性化できるというふうなことをおっしゃられたんだらうなというふうな、それは思うとおりになんですけれども。

あと、ここにおられる商工業の方たちとの関わりってというのは、シナジー効果っていいですか、生産性の向上につながるんじゃないかっていうふうに、私自身も思っております。それは何かというと、よく言われるように、夜店効果というふうなことであったり、私はフードコート効果みたいな感じのことを思うんですね。1つの店がそこにぽつってあるんじゃくて、いろんな方たちが、お店がそこに集まると、人がそこに集まってきます。よりどりみどりになるわけですね。そういうことが期待で生きるんじゃないかっていうふうに思っております。雇用も売り手市場で、雇用もかなり厳しい状況ですけれども、考えによっては、例えば、アクアイグニスさんが来られる、高校生の方がですね、就職されるときになんかリゾートとかそういうサービス業をしたいんだなっていうふうな考えの方はそこに1つできたわけですね。だから選択肢が広がるという、これが企業誘致の効果じゃないかなっていうふうに、波及効果が広がっていくんじゃないかなというふうに思っております。

あともう1つ。これまではいろんな地域課題、これから人口減少になって高齢化も大変なことになるというふうなことをよく言われますけれども、何事もその地域課題はビジネスではなくて、行政主体の事業っていうふうに解決するってというのが一般的な常識だっというふうに、たぶん行政の方々もそんなふうに思っておられると思いますけれども、収益をもって、企業側はやっぱ経済的な収益を目的とするわけでございます。だからこの企業側はこの地域資源の、多気町の地域の資源を活用して、それが経済的なものであったり、それが社会的効果につながる。だから、自治体と企業、両方でこの社会的な地域の課題を解決していくというふうに、これから今後進んでいくんだらうなというふうに

思っておりますので、私がいつも思いますのは、みんながそれぞれWin-Winにならないと、やっぱり持続可能じゃないんですよね。どっかが得したらこっちは損してしまうっていうことは絶対続かないし、それは。だからその継続性っていうところをしっかりと考えていただきたいなというふうに思っております。答弁は結構です。答弁してくださいませか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 答弁っていうよりも、松浦議員言われたのと同じような異なるかもわかりませんが、多気町の強みもちょっとさっき触れられましたけど、どこでもやっとなのは「立地奨励金、なんぼ出すんや」「税の優遇措置こんなにやんのや」と。皆ほとんど変わらんですわ。

うちが今企業さん、シャープさんのときでもそうでしたけど、多気町、確かに水もそうでしたけど、もう1つは、そのちょっとさっきも言いましたけども、企業さんが嫌がるっていうたらどうなんか、いろんな団体との交渉。例えば、排水でそういう団体との交渉で私はシャープさんのときも、全部町でやりますと、あんだのどこ出てもらわなくても結構っていうて、うちがやりました。あの時は本当に企業さん喜んで、そんなこと町がやってくれるんかと。そんなこともやっぱり企業さんとしては、やっぱり全然違う土地から来て、全くわからん人たちと交渉っていうのは非常に難しいので。それ全部町で受けてやりますと。やっぱりこの辺は、その企業さんからまた違う企業さんにそういう話をされてます。多気町はあんなことやってくれんのやと。ということ、今までやってきて、自分たちは、それに自信を持って、企業誘致をやろうという思いで自分今まで取り組んで来ました。

それからもう1つ、波及効果も含めてですけども、企業さんが来ていただくと、そのぐるりに今コバンザメ商法じゃないけども、いろんな企業さんが、いろんな商売人さんが張り付けてくれます。もし、今例えばシャープさんがなくなったり、ほかの企業さんがなくなったりしたら、本当にそれを想像するどう

なるんやろとなると思います。やっぱりその辺にも、企業さんが来ていただいて、多くの人が働いてもらって、多くの人が食べてもらって、こういうところがあれば、町はそんなに沈んでいかないなと思います。私はそういう思いで今まで企業誘致にやかましい言いながら取り組んでおりました。ということで、今後もそれは続けていきたいと思っています。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） そしたら1問目はこれでおわりまして、次の2番目のところに入っていきたいと思います。

「自家用有償旅客運送制度」について。本町の公共交通手段は、まず町営バスとエリアタクシーの「でん多」そして三重交通バスの4路線です。

過日配布された広報たき5月号には、新しい「多気町乗り物マップ」がはさまれていまして、とてもわかりやすく住民の方からも好評との声を耳にしております。

しかしですね、地域における移動手段として、この状況で住民の方々は満足されているのでしょうか。また本町全地域を公平に網羅できているのでしょうか。特に高齢者の運転ミスによる悲惨な事故を防ぐことや、運転免許を返納された方への対応、活動低下による健康被害など、安心して生きがいを持って暮らすという生活基盤の崩壊につながるのではと危惧しております。これらの課題を解決するに当たって、行政による交通サービスだけでは、資金面を考慮しても、持続可能な取組みとは言えません。

そこで提案したいのは、町行政が主体にならない「自家用有償旅客運送制度（公共交通空白地有償運送）」です。例えば、NPO法人や一般社団法人、社会福祉法人、商工会、認可地縁団体など非営利組織との協働です。

今存在する、町営バスとでん多は町行政が主体となり、タクシー会社等へ委託することで、この運送制度を実施しておりますが、先ほど述べた課題や住民のニーズに全て対応できているとは言いがたいです。

まず、住民のニーズを把握し、それから公共交通会議では利用者となる地域住民の視点に立って議論を重ねることが重要でだと考えます。

これらの提案についてのお考えをお伺いいたします。また過日全協のほうでご説明いただいた「高齢者等生活支援サービス事業（仮称）」と本町外からの来訪者の移動手段についてのお考えも含めてご答弁お願いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） ただいまの松浦議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在の町内の公共交通は、御存じのとおり、幹線バスとでん多で、町内全体を網羅しております。また、三重交通路線が、国道 42 号を南北方向に走っております。幹線バスは、通学や通勤、医療機関、買い物等への移動手段のない方の、重要な交通手段として、町民、一般の方に利用いただいておりますが、乗客数は、例年ほぼ横ばいの状況となっております。

一方、でん多は、幹線バスが走らない空白地域をカバーする目的で、県下で初めて平成 25 年から運行を開始したもので、導入以降、乗客数は徐々にふえておりましたが、29 年度は、前年実績を初めて下回っております。

そういったことを踏まえ、地域公共交通会議の有識者や商工会、三重交通、タクシー協会などと意見調整し、されに利用者をふやすための P D C A サイクルを念頭に置いた取り組みや、一方では、2 年後に開業を控えているアクアイグニス多気との、あらゆる連携を見据えた、計画づくりを検討しており、これらをまとめた「多気町地域交通網形成計画」を 30 年度中の策定を目指して、現在進めているところでございます。

また、住民のニーズを把握し、公共交通会議での議論を重ねることが重要とありますが、毎年、OD 調査を年 3 回程実施して、利用者の状況を把握し、報告を行っております。そして平成 28 年度に、「ええまちづくり懇談会」でも、利用状況について、アンケート調査を実施しました。

議員の質問にあります、「自家用有償旅客運送制度」については、バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を取った上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて、提供する運送サービスで、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられております。

議員が推されるNPO法人による経営は、他の市町の一部で、すでに運行されていることは知っていますが、議員が言われました、公共交通空白地の運送であり、先ほども答弁したとおり、現在のところ、当町には公共交通の空白地域は、存在しないものと思っております。

しかし、将来的に行政運営が困難となり、空白地域が発生してきた際には、有効な手段であり、大いに期待したい手法であり、今後の交通手段のあり方として、参考にさせていただきたいと思っております。

そして、本町外からの来訪者の移動手段についての質問ですが、公共交通会議でもよく話題に上がりますが、第2次地域公共交通総合連携計画の目的は、高齢者や学生など自ら交通手段を持たない方の、日常生活における移動手段を確保するために実施しているものであり、平日の運行となっており、町外の方も幹線バスの利用はできます。しかし、土曜・日曜・祝日の利用となりますと、現在、運行しておりませんので、利用はできない状況でございます。

そして2つ目の、高齢者等生活支援サービス事業につきましては、全員協議会でご説明申し上げましたが、近年、集落等で営んでおられた、個人経営の商店などの廃業により、食料品や衣料品、生活用品の買い物等について、自家用車及び一般の公共交通機関を利用することが、著しく困難な高齢者の方に対して、町が所有する移送車両により、移動手段を提供し、高齢者などの住居から商店までの間を、無償で移送することにより、高齢者などの福祉向上を図る目的で、計画をいたしております。

事業の実施時期につきましては、9月ごろからの実施予定でございます。ま

た、利用者要件といたしましては、多気町内に住所を有し、かつ在住する 70 歳以上の方で、介護保険料賦課にかかる所得段階が 5 段階以下である方。二つ目が概ね 60 歳以上の下肢が不自由な方で、自家用車及び一般の公共交通機関を利用することが困難な方。この要件に該当される方は、役場へ申請をしていただいで、会員登録をしていただく必要がございます。

登録していただいた方を地区別に分けて、日程調整等を行い、週 1 回の買い物、支援する計画でございます。

しかし、本町には、町営バス・エリアタクシー等が運行しておりますので、利用者の要件により、すみ分けをして運行をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9 番（松浦 慶子） 突っ込みどころ満載なんですけども、こういう高齢者の生活支援サービス事業をされる、これはとても素晴らしい事業だと表向きは私も思います。しかしこれをされるっていうことは、空白地があるっていうことですよね。空白地っていうのは、「地」って書きますけど、その場所じゃなくて、時間や曜日だったり、そういう時間的な軸も空白地っていうふうに考えられています。

それもこれ対象者っていうのが、①、②、③の先ほど北出課長にお聞きしましたら、合計じゃなくて、かつっていうことで、①多気町内に住所を有し、かつ在住する 70 歳以上の方。かつ、②概ね 60 歳以上の下肢が不自由な方。かつ③介護保険料の賦課にかかる所得段階が 5 段階以下である方。これを①の対象者が 3,472 名。②の対象が 117 人、③の対象者が 2,300 人。これ合計するのが対象者じゃないわけですね。「かつ」ってことですね、「or」なので、③番の対象約 2,300 人はこの対象者になるっていうふうな考えだというふうに先ほど伺ったわけなんですけども。

町長の公約っていうことで肝いりなこの政策について、これが果たして、160万という金額ですね、予算なんですけれども。これが果たしてそれこそ持続可能なのか。これからこの2,300人の方がどれだけふえられるのか、減るのか。また使われる方は減るのか、ふえるのか。そういうことも全く検証もなしに、いきなりこれも無償っていうことで、それはとてもすばらしいんですけれども、これを何と言いますかね、やっぱり計画的に進めていただきたいっていうことなんです。

これが、もう財政が本当に多気町の裕福な財政だというふうに仮定しましてもですね、どこまでこれを補っていけるのかなっていう、持続可能なところを、その継続的じゃない。できるのかなっていう、もうこれはできなくなったんでやめましたって言われたら、本当にこれは利用されてる方たちはどうされるんですかね、っていうふうなことを考えると、もうすごく懸念するところがございます。そこをどのようにお考えなのか、ちょっとご答弁お願いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

副町長、伊藤智巳君。

○副町長（伊藤 智巳） 先ほど言われた仮称の資料で①②③の合計の③のほう言われたと思うんですけれども、この中で町として考えておりますのは、やはり2,300人が皆登録されるというふうには一応考えておりません。ただ、この中でも。やはり地元到店屋のあるところもあると思います。それでその方については、やはり地元で買われるかな、食料品については。ただ、衣料品については、やはり売っていないので、やはりマックスバリュとか、いろんなどこに来られるのかなっていうふうに思っておりますけれども、ただこの人数につきまして、一応マックス2,300人みえますよ、っていうことであって、実際この中で1割されるのか2割されるのかっていうのを今からやることでございますんで、数字上ではあらわれておりますけれども、実際どこまでになるかっていうのはちょっとわかっておりませんので。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） 福祉ということを考えますと、前回3月の定例会の際にも、私一般質問のところで、「協働のまちづくり」っていうことで、質問させていただきました。

町長が「福祉」っていうふうな、どういうふうに捉えられているかっていうふうなご答弁をいただいたわけですが、その福祉6法にかかわる「福祉」っていう、狭いちょっと「福祉」の意味合いだっていうふうに私は思っておるんですね。多気町の町の住民の方、全員の福祉。これを向上させるのが行政の第1目標なんですね。その行政の町民の全体の福祉っていうのは、今言ってるこのサービス事業は、かなり一部分であるというふうに考えております。

全くこれにも私反対するものでもないんです。全くこういうことがされてこなかったんで、これが何か風穴をあけるような施策であれば、ここからこれをどういうふうにつなげていくか、また、これが町でできなかつたら、私がさっき言ったように、非営利の組織を使って、そういう方たちと一緒に協働するまちづくりをつなげていっていただける、その風穴であれば、私大賛成でございます。

ただ単に、これをぽいっと、これこそトップダウンで、っていうような感じが私はするわけでございます。全くさっきも言いました、Win-Winじゃないわけですね。これによって、困られる方もみえるわけですね。これで無償で、無料だからって言って、ここでバスに乗られる方も見えなくなる。でん多も使われる方もいなくなる。そうすると、もうそれこそ民業圧迫で、ここにもうバスは通らなくなってしまう。その方たちをどういうふうにか考えるのか。っていうのも、大事じゃないかなと。やっぱりこれは、民間も、その住民の方も、やっぱり一緒になって、この町を支えていかないと、それこそ協働で町をつくっていかないと、私はもうなんかおかしくなるんじゃないかなというふうにすごく危惧しております。

その辺、町長どんなふうにお考えなのでしょうか。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 今、松浦議員、個々の福祉みたいな捉まえ方でちょっと言われたと思うんですけども、町の福祉っていうのは、もういろんな部分全体的に幅広くやります。でも個々のやつもたくさんあるんです。

例えば、障害者に対してどうするか。これはうちの福祉事務所の中にあります生活保護もそうでありますし、知的障害者もそうでありますし、母子寡婦もそうあります。それから、身体障害者、老人福祉、6法のやつ皆それぞれ、言うたら、数が少ない個々の部分です。子供たち、児童福祉のやつも、例えば児童館で来ていただいて利用していただいているやつも、これも個々の部分であると思います。でも町全体の福祉につきましては、でん多は町全体の、例えばバスでいうと、全体の部分であります。どうしても高齢者移送サービスは、これも個々です。これは今利用者がだいたい百二、三十人登録されてます。利用されとんのは、七、八十人になるかわかりませんが、その中で、高齢者移送サービスを除いた、今回のそのいわゆる交通手段のない人の支援をやっていこうということで、これも部分的にやっていこうと。ただ、そのでん多なんかにつきましては、お金が年間2,500万~3,000万近くかかるとるんです。今、今回これでシルバー人材センターへ運転だけお願いします、と言ったんは、百数十万。これで町の財政に圧迫するかっていうか、それはないんです。その辺のことを考えて、今回こういう取り組みをやってみようということで、これから議員おっしゃられたように、どんなに変わってくかわかりませんが、スタートしたばかりですので。これ改善していく部分が出てくると思うんです。それらも見ながら、やってきたいと思いますので、今これをこの部分つかまえて、どうなんやって言われると、ちょっとこっちも反論したくなるんで、やっぱりこれ見ながらですな、議員もたぶん思いは一緒やと思うんで、町民の福祉につながっていく方向に向けていきたいと思っておりますので。今これで決まりな

んやっというところはこれから改善していきたい。これはどうしてかかっていうと、これからの様子を見ながらということになります。今、これで少しでも交通手段の少ない人を救ってほしいと、そういう地域の人を応援してほしいということで、取り組みを始めました。

以上です。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） すごくわかります。

ちょっと言わせていただくと、子供の医療費の無料だったり、それとこれとはちょっと違うように思うんですね。そこの違いをはっきりわかっていただいでですね、これからそれにつなげると。これからどんなふうにかわっていくのか、わかりませんが、今度アクアイグニスも来られたら観光客の方もみえます。観光客、これをするによって、バスも何もなくなってしまふようなことがあればですね、ますますここにひとが来なくなるわけですね。多気駅からどうやって、まあ車で来る人はいいですけども、全部が全部車で来るわけじゃない。多気駅からどうやって、佐奈駅まで行って、栃原まで行ったら、たぶん、歩いてはでもアクアイグニスまで行けるのかなっていうとちょっと疑問ですけども、そういうことも考えていかないと、さっきインバウンドって町長はおっしゃってましたのでね。そういうことも考えて、しっかりその先のことを見据えてこの行政をしていただきたいなという思いを込めてですね、っていうふうなことをお願いいたします。

○議長（西村 茂） 当局の答弁を求めます。

町長、久保行男君。

○町長（久保 行男） 先のことを、例えば交通手段について、先のことをみずえてって言われましたんで、ちょっと私のほうからも、これ言うときたいなど。

もしこれから、多く方がおみえになったら、できるだけ公共交通手段を使っていたきたいっていう思いもありますので。もう今から3年前に、JRのほ

うへも、佐奈か栃原で特急止まりますかと、そういう交渉もさせてもらいました。その公共交通を使っていただく方々がふえてきたら、当然そういう取り組みを考えますということもあります。それから三重交通のほうも同じであります。そういう先を考えて、利用者の状況も見ながら、町も放つとるわけではありませんので、わかっていただきたいと思います。

○議長（西村 茂） 答弁が終わりました。

松浦慶子君。

○9番（松浦 慶子） ありがとうございます。こういういろんなことを事業をすることによって、何かシルバー人材センターの方々もそうです、何かこの町に役立つことをしたいな、自分が役に立つことをしたいなって思ってる方たちのモチベーションを下げるようなことだけは、していただきたくないなという、その思いがあって、この町はまちづくりということで活気づくとも思いますので、その充実感であったり、満足感、これが住民の福祉というふうなところにつながるんじゃないかというふうに私は福祉という思いを持っておりますので、そこだけ私の考えとして、最後に締めくくらせていただきます。

終わります。ありがとうございます。

○議長（西村 茂） 以上で、松浦慶子君の一般質問は終わります。

○議長（西村 茂） 以上で、通告者全員の一般質問が終わりました。

本日の会議は、散会といたします。

どうもご苦労さんでした。

（ 14時34分 ）